

# 播磨町地域福祉計画

播磨町成年後見制度利用促進基本計画

播磨町再犯防止推進計画



令和6年3月

播磨町

表紙絵作者：村山 ゆかり（播磨町マスコットキャラクター「いせきくん・やよいちゃん」の作者）

## はじめに

本計画は、令和6年4月から5年間、わたしたちのまち播磨町がめざす地域福祉についての目標を定めたものです。

これまでも、福祉関係のそれぞれ個別の計画は定めていましたが、初めての土台となる地域福祉についての計画を策定するプロセスにおいて、どんな町になってほしいか、どう進めるのか、について町民の皆様から貴重なご意見やご提案を受け、策定委員会の委員の皆様と課題の抽出やご提案、ご助言をいただき策定できましたことに深く感謝を申し上げます。

地域福祉を取り巻く環境の変化に伴う地域とのつながりの希薄化、社会的孤立など新たな課題に対し、地域社会全体を支えるために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、相互に助け合う関係性を育みながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」をめざし、



### 『だれもが排除されず、つながりを持ち続け いきいきと暮らせるまち 播磨町』

を、播磨町地域福祉計画の基本理念として、今後は“ワンチームはりま”で、基本理念の実現に向けて、熱い情熱をもって各種施策等積極的に推進してまいりますので、町民の皆様、関係機関や団体の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年3月

播磨町長 佐伯 謙作

基本理念の実現のため、

- 基本目標 1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）
- 基本目標 2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）
- 基本目標 3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり
- 基本目標 4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

の4つの基本目標と

- 重点目標 1 全庁的な取り組みの推進
- 重点目標 2 圏域における地域福祉の推進

の2つの重点目標を掲げ、取り組みます。

本書は、暮らしている地域で、ふだんから幸せに暮らすための取り組みを示しています。みなさま、ぜひ、ご一読いただければと思います。

播磨町地域福祉計画策定委員会



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨と背景	1
3 地域福祉推進にかかる国等の動向	2
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	7
6 「地域」の考え方	8
7 計画の策定方法	9
第2章 地域福祉を取り巻く播磨町の現状と課題	10
1 統計データ等からみる現状と課題	10
2 住民アンケート調査結果からみる現状と課題	18
3 関係団体等アンケート・ヒアリング調査からみる現状と課題	27
4 住民参加型ワークショップからみる現状と課題	35
5 播磨町の地域福祉を取り巻く課題の整理	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念（めざすべき姿）	39
2 基本目標	39
3 重点目標	40
4 計画の体系	43
第4章 取り組みの展開	44
基本目標1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）	44
基本目標2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）	47
基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり	50
基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり	53
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	56
1 計画の概要	56
2 成年後見制度に関する播磨町の現状と課題	58
3 めざすべき姿	60
4 取り組みの展開	61
第6章 再犯防止推進計画	63
1 計画の概要	63
2 再犯防止に関する播磨町の現状と課題	64
3 めざすべき姿	66
4 取り組みの展開	66

第7章 計画の推進に向けて .....	68
1 計画の周知 .....	68
2 計画の進行管理・評価 .....	68
3 住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進 .....	69
資料編 .....	70
1 策定の経過 .....	70
2 播磨町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	71
3 播磨町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	73
4 用語解説 .....	74

### 本計画における障がいの表記について

障がいの表記については、「障がい」のほか「障害」、「障碍」等、さまざまな見解が出されており、国でも議論がされてきましたが、現時点では意見の一致をみとらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。

播磨町では、議会などで議論された結果、人や人の状態を表す場合において固有名詞や法令等の用語を除いて、「障がい」と表記しています。

本計画においては、計画策定時点での播磨町の方針のとおり、「障がい」の表記とします。

しかし、「障害の社会モデル」\*の考え方を踏まえて「障がいのある方に害があるのではなく、障がいのある方が生活する上で未だ差別や偏見など、さまざまな社会的障壁が残っているという社会環境の問題」ととらえ、障がいのある方が社会で当たり前のように生活ができるような施策の充実や差別解消のための啓発を進めるとともに、「障がい」という表記については、今後は「障害」に変更することも含め、播磨町障害者計画等と関連させながら検討を重ねていきます。

#### \* 障害の社会モデル

以前は、「障害」とは、個人の心身機能の障害に着目して、個人の努力で残存機能の拡大や喪失機能の代替により社会適応を目指すとする、「障害の医学モデル」の考え方がとられていました。しかし、現在では、ICF（国際生活機能分類：WHO）や障害者の権利に関する条約において示されたように、「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことは社会全体の責任であるという、社会環境に着目した「障害の社会モデル」の考え方へと変化しています。

（第7期兵庫県障害福祉実施計画から一部引用、一部加筆）

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 地域福祉とは

「福祉」とは、**心** だんの **く** らしの **し** あわせのことであり、高齢者や要介護者、障がいのある人だけに関するものではありません。

「地域福祉」は、「地域」＋「福祉」になるので、暮らしている地域で、ふだんから幸せに暮らすための取り組みです。

少子高齢化や人口減少が進む中、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり、普段の暮らしに不安や困難を抱える人が増えてきています。また、家庭や地域のつながりも、支える力が弱くなってきており、行政や民間の福祉サービスだけでは対応が難しいことも増えてきています。

何を幸せと感じるかは一人ひとり違いますが、全ての人が、住み慣れた地域で幸せに安心して暮らしていけるよう、お互いに助けたり、助けられたりする関係や、地域に関わる全ての人が行政や専門機関と協働して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

## 2 計画策定の趣旨と背景

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、また、非正規雇用やひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障害やその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、全ての人が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを始めており、本町でもその対応が求められています。

また、本町では、町制施行 60 周年である令和 4 年度（2022 年度）を、「協働」の推進に向けた「まちづくり元年」と位置づけ、町の未来に向かって、みんなで考え、みんなで話し合い、みんなの力を合わせて、人と人がつながるまちづくりを実現するため、「協働のまちづくり宣言」を行いました。地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。本計画を実効性のある計画とするため、行政が一方的に策定をすることなく、国や社会の動向を踏まえつつ、住民参加によるプロセスを重視しながら、本町における地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について検討を行いました。

住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協力し、地域のさまざまな生活課題の解決や地域づくりに取り組むことで「地域共生社会」を実現できるよう、本計画に基づき取り組みを進めます。

## 3 地域福祉推進にかかる国等の動向

### (1) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病に罹患するなど突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年（2013年）12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じ得る限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりをめざすこととしています。

### (2) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年（2015年）9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

### (3) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年（2016年）6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

#### (4) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

さらに、令和4年(2022年)3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現をめざすものとし、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることや、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備することが新たに示されています。

#### (5) 再犯防止推進計画(再犯防止の取り組み)

平成28年(2016年)12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪をした人たちの中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

#### (6) 重層的支援体制整備事業

令和2年(2020年)6月から順次施行された「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「新しい支援事業」が示されました。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

## (7) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをめざしています。

日本においても、政府にSDGs推進本部が設置され、平成29年(2017年)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」とされています。



また、SDGsの推進からダイバーシティー&インクルージョンの概念も注目されています。ダイバーシティー (Diversity) は、「多様性」「相違点」という意味があり、組織などの集団に性別・世代・障がいの有無・国籍など違いを持った人たちが所属している状態を指します。インクルージョン (Inclusion) は、「包含」「一体感」という意味があり、多様な人材がお互いを認め合い、一体となって組織運営を行っている状態のことを指します。

多様性 (ダイバーシティー) だけでなく、インクルージョンの概念を取り入れることで、異なる知識や考え方をぶつけ合う対話を日頃から行い、社会の変化に対して柔軟に対応できるとともに、さまざまな視点からの解決策を見出すことが可能となるものです。

## 4 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

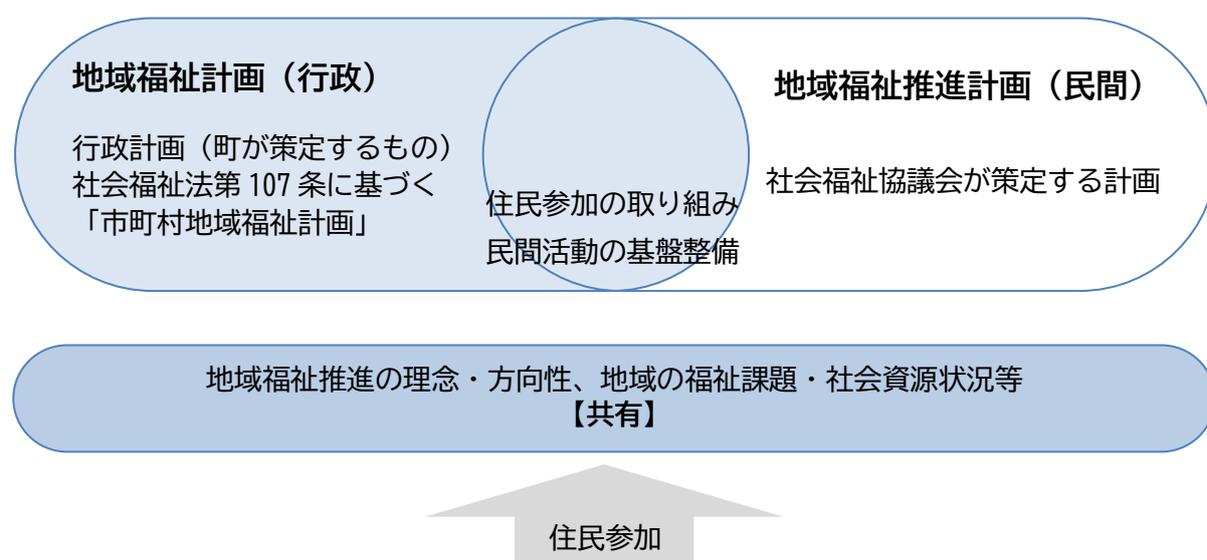
なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する「再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

### (2) 地域福祉推進計画との関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」や「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉推進計画は、地域福祉の推進をめざして社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

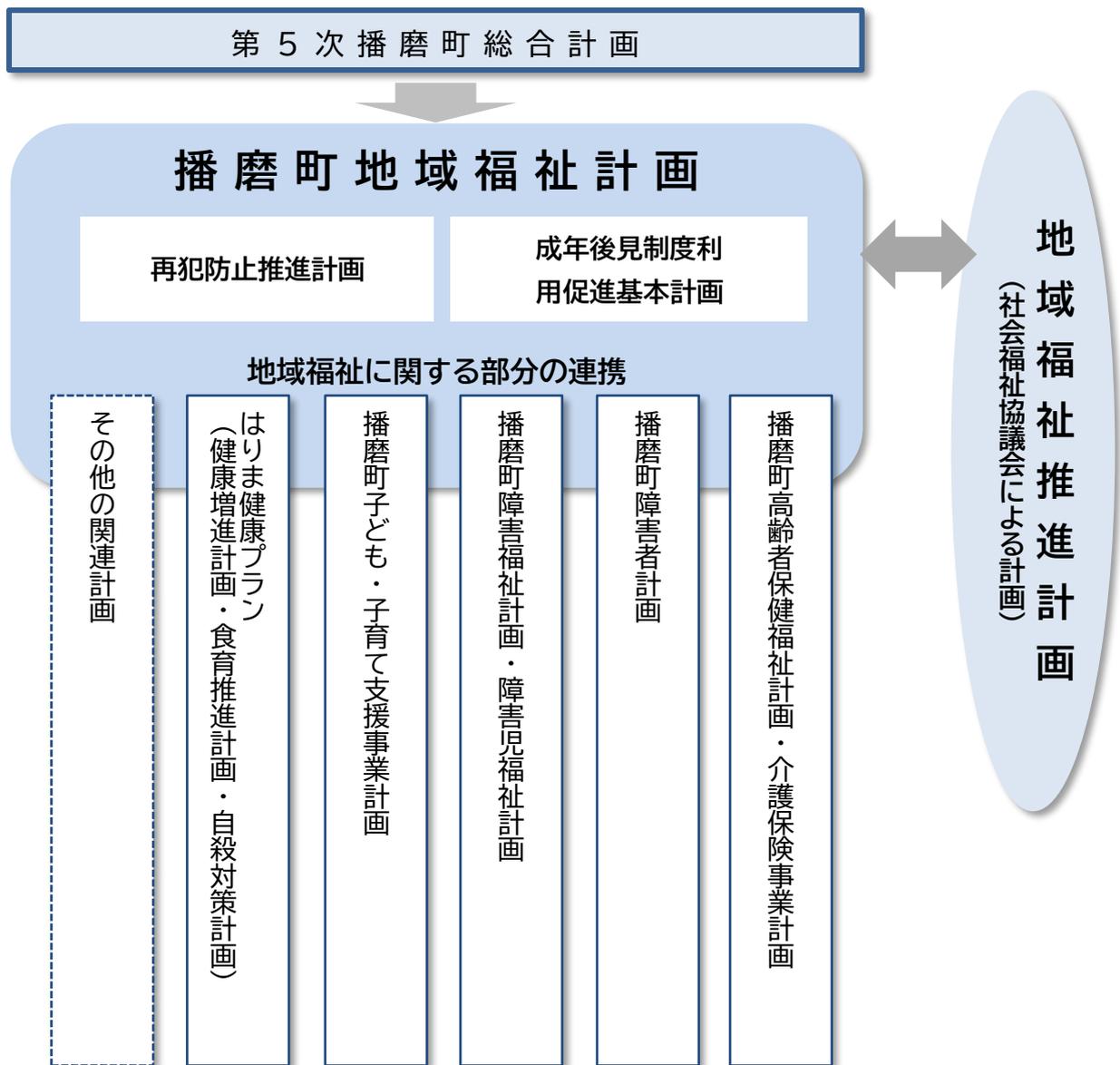
地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉推進計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



### (3) 町の他の計画との関係

本計画は、第5次播磨町総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、整合性を図りながら各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、本計画は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」と連携しながら地域福祉を推進していきます。



## 5 計画の期間

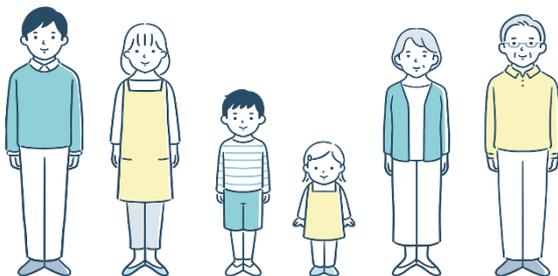
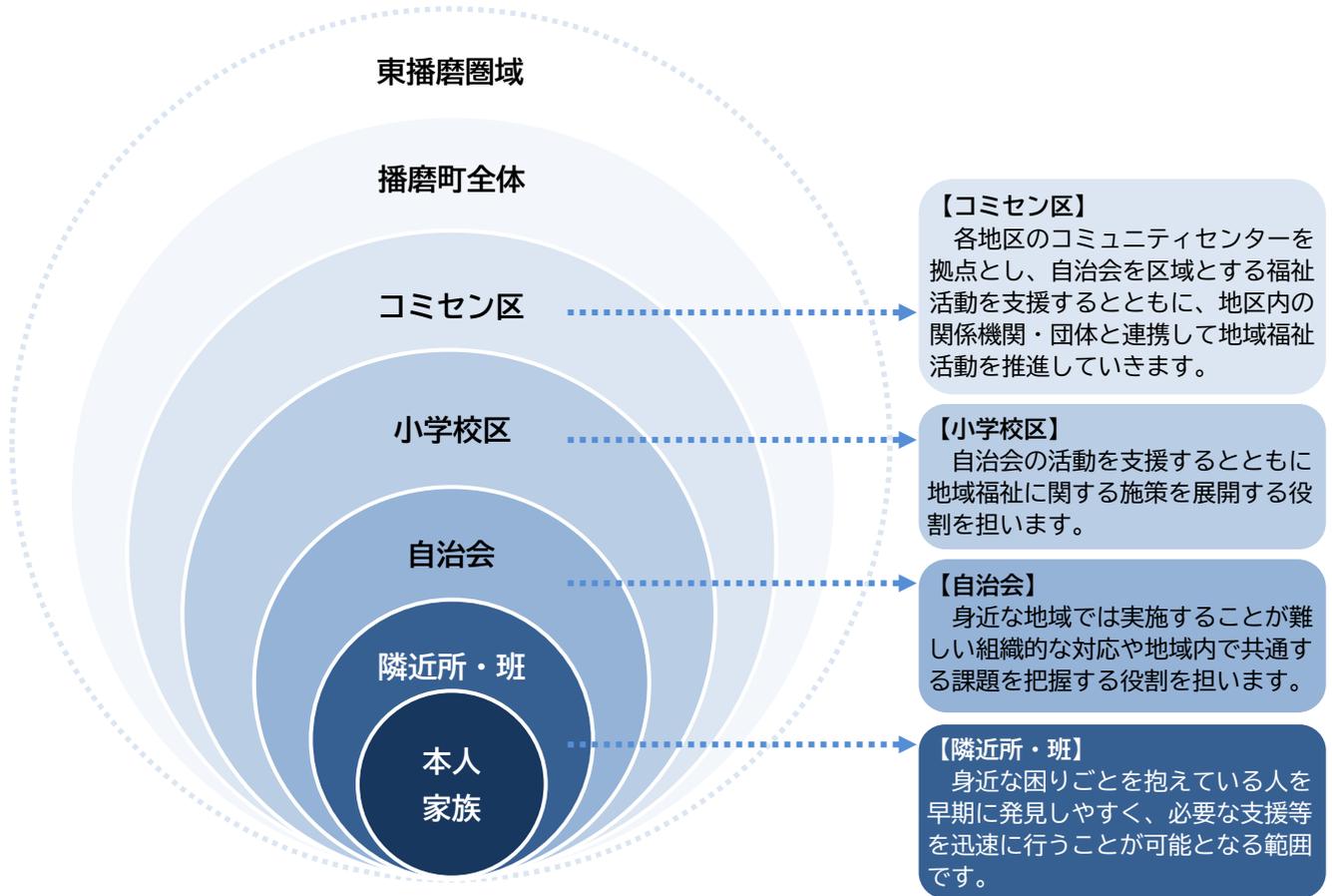
本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）を初年度として令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
播磨町総合計画	第4次計画	第5次総合計画									
		前期基本計画					後期基本計画				
播磨町地域福祉計画					本計画（第1期計画）				⇒次期計画へ		
播磨町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画		第11期計画	
播磨町障害者計画	第3期計画				第4期計画					第5期計画	
播磨町障害福祉計画 ・障害児福祉計画	第5期 第1期	第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画			第8期計画 第4期計画		第9期 第5期	
播磨町子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画					第3期計画				第4期 計画	
はりま健康プラン	第2次計画				第3次計画					第4次 計画	

## 6 「地域」の考え方

本計画では、段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。



## 7 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するために住民や関係団体等を対象としたアンケート調査、住民参加型ワークショップを実施するとともに、計画の策定に当たっては策定委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

### (1) 播磨町地域福祉計画策定委員会における協議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「播磨町地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・協議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

### (2) 住民・関係団体アンケート調査

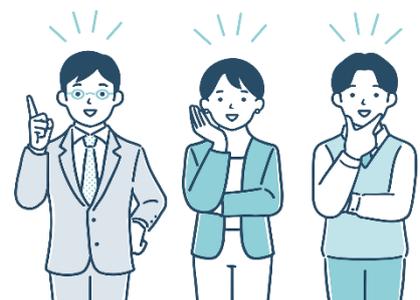
住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、町内にお住まいの18歳以上の1,000人の方と町内の地域福祉にかかる関係団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (3) 住民参加型ワークショップ

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなり、顔合わせの場になることを期待して、住民参加型ワークショップを2回実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。



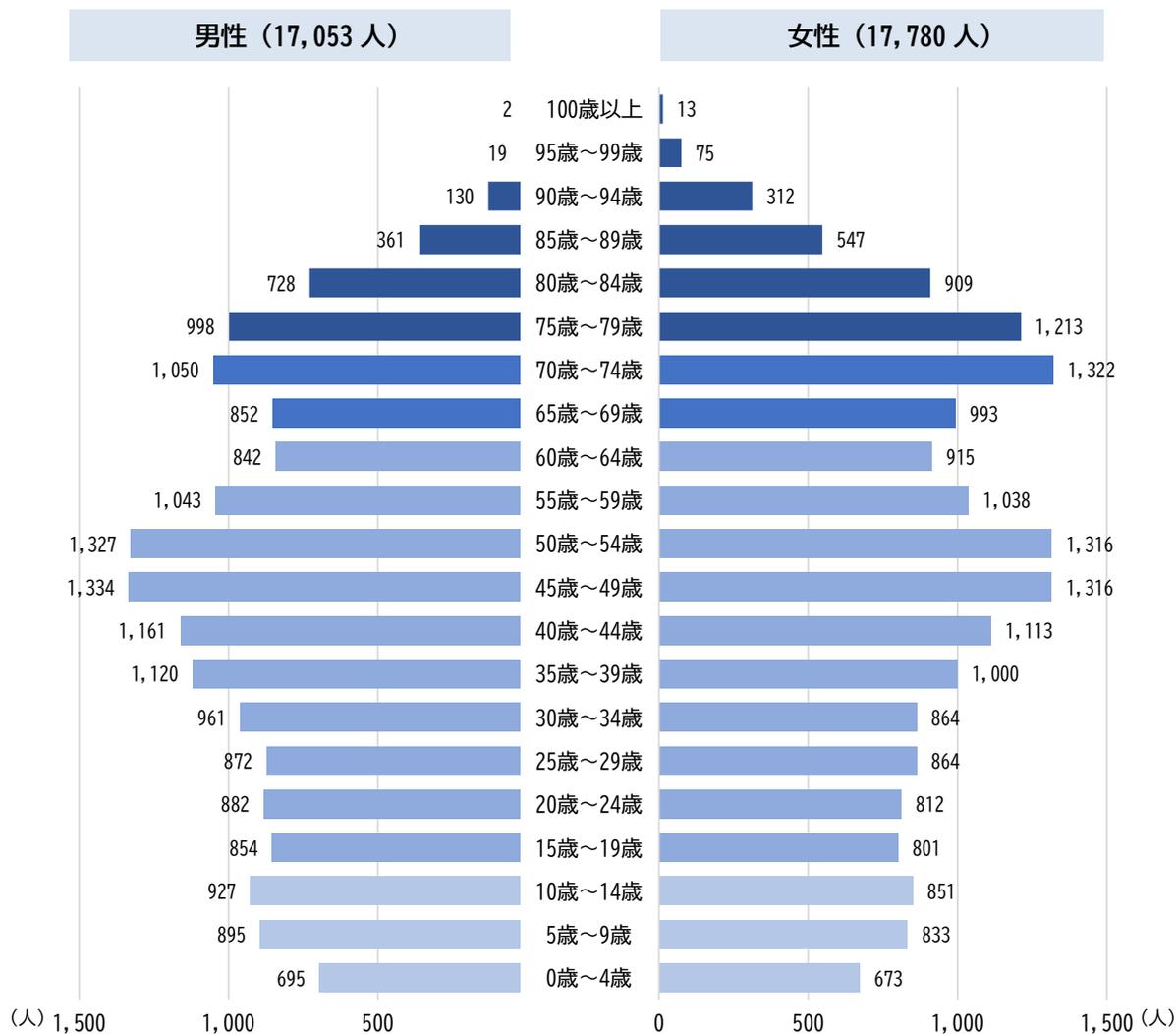
## 第2章 地域福祉を取り巻く播磨町の現状と課題

### 1 統計データ等からみる現状と課題

#### (1) 人口構造

本町の人口ピラミッドをみると、下記のように45～49歳人口が最も多くなっています。

《人口ピラミッド》



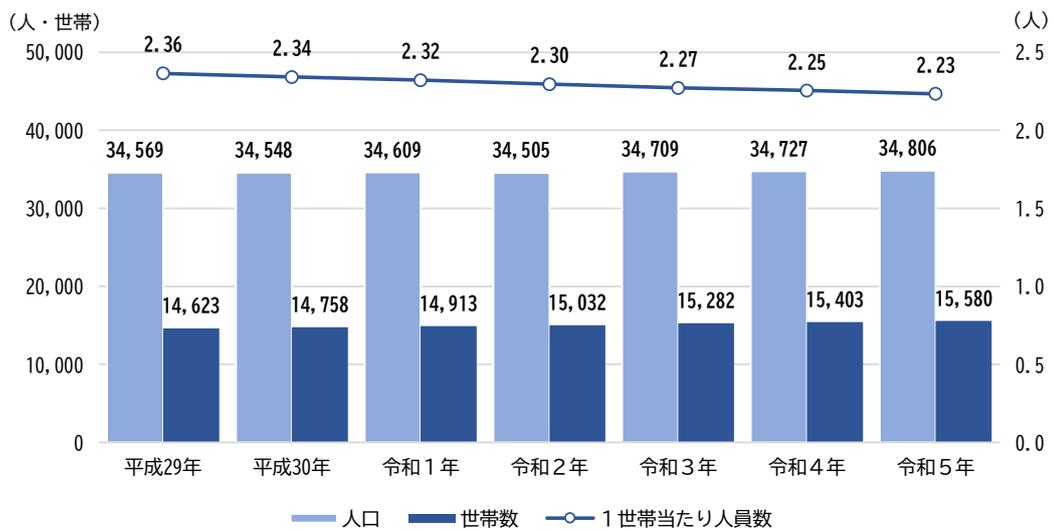
【資料】住民基本台帳人口（令和5年（2023年）9月末現在）

## (2) 人口・世帯の推移

本町の人口は平成 29 年（2017 年）以降、ほぼ横ばい傾向となっており、令和 5 年（2023 年）には 34,806 人となっています。

一方で、世帯数は平成 29 年（2017 年）以降、増加傾向となっており、令和 5 年（2023 年）には 15,580 世帯となっています。人口が横ばい傾向となっているのに対して世帯数は増加傾向となっていることから、一世帯当たり人員数は概ね減少傾向で、令和 5 年（2023 年）には 2.23 人となっています。

### 《人口・世帯の推移》

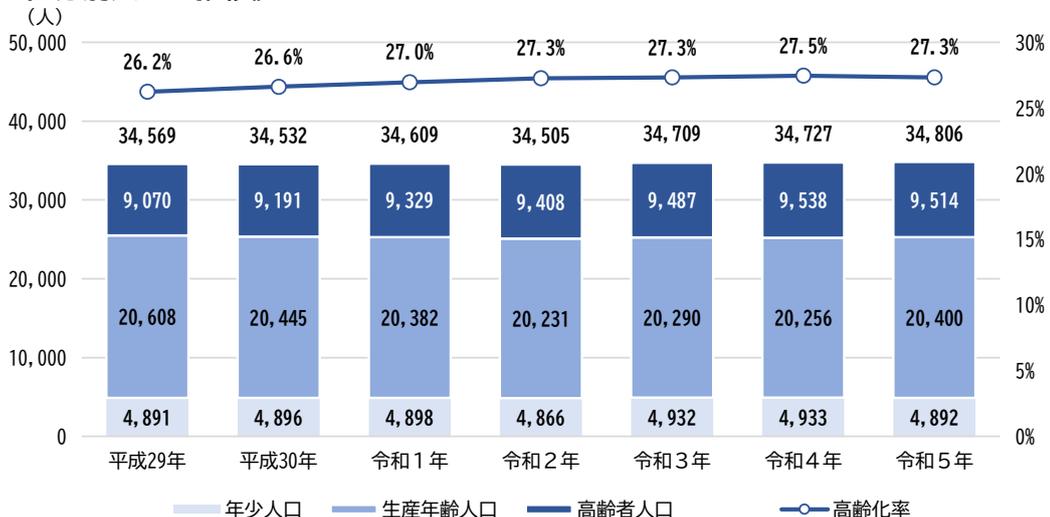


【資料】住民基本台帳（各年3月末現在）

## (3) 年齢3区分別人口の推移

本町における近年の年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は平成 29 年（2017 年）以降、横ばい傾向にあるのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は平成 29 年（2017 年）以降、やや増加傾向となっています。高齢化率（総人口に占める高齢者数の割合）は緩やかに上昇しており、令和 5 年（2023 年）には 27.3%となっています。

### 《年齢3区分別人口の推移》



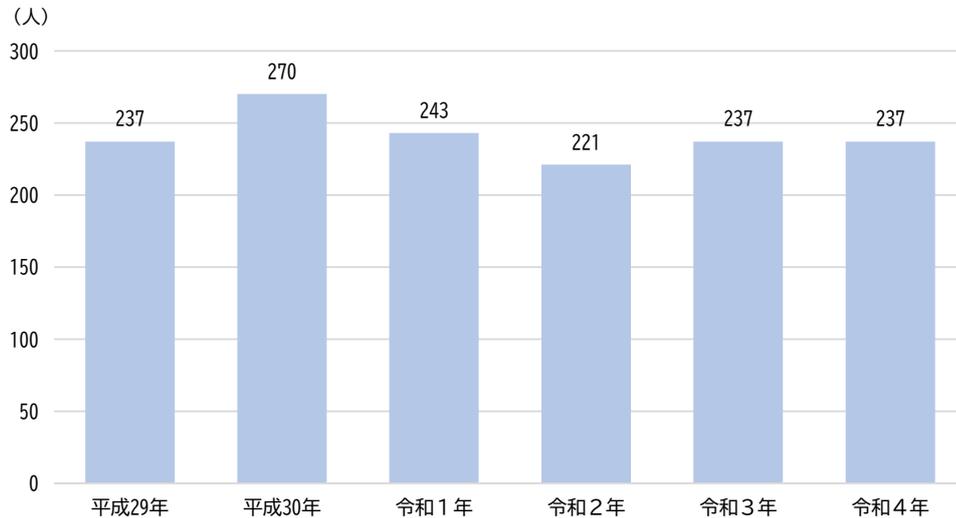
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

## (4) 子どもの状況

### ① 出生の状況

本町における近年の出生数は、増減があるものの、概ね横ばい傾向となっており、令和4年(2022年)に237人となっています。

#### 《出生数の推移》

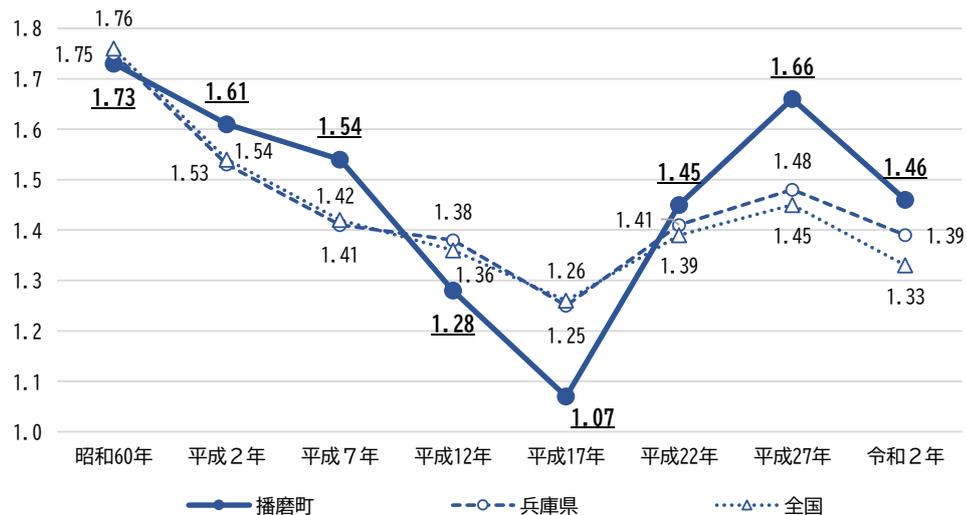


【資料】住民基本台帳人口(各年9月末現在)

### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年では全国・兵庫県に比べて高い水準で推移しており、令和2年(2020年)には1.46となっています。

#### 《合計特殊出生率の推移》

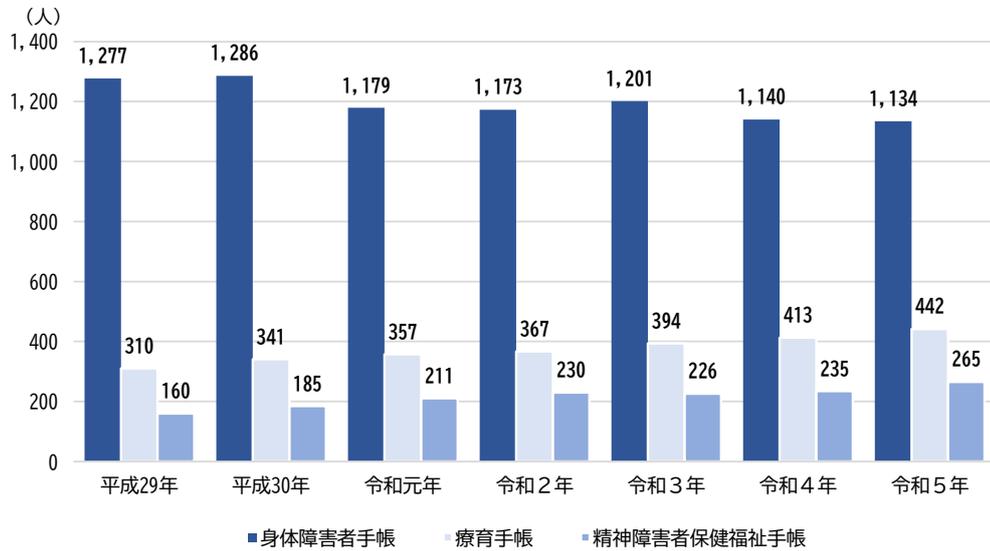


【資料】国勢調査、兵庫県ホームページ

## (5) 障がいのある人の状況

本町における障がいのある人の状況を近年の手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は平成29年（2017年）以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

### 《手帳所持者数の推移》



【資料】播磨町統計書（各年4月1日現在）



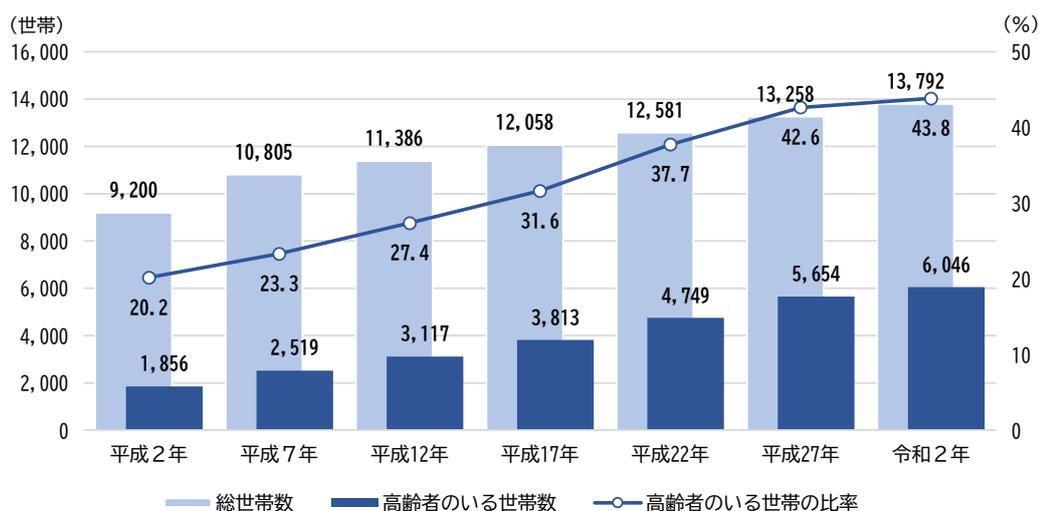
## (6) 高齢者の状況

### ① 高齢者のいる世帯の状況

本町では、65歳以上の高齢者のいる世帯は平成2年（1990）年以降、増加傾向となっており、令和2年（2020年）には6,046世帯となっています。全世帯に占める割合は上昇傾向となっており、近年では4割以上を占めています。

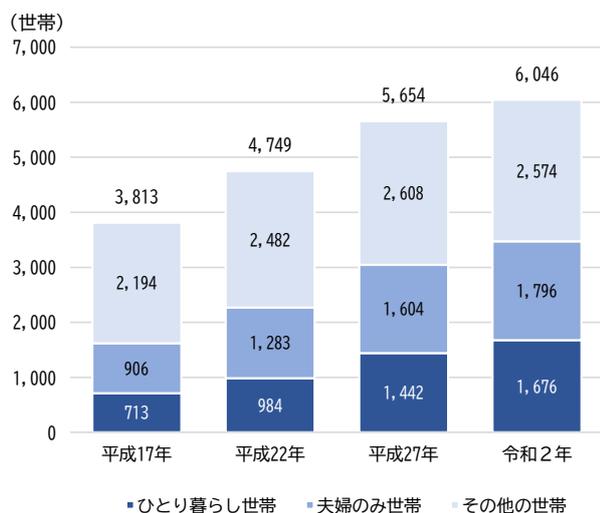
また、高齢者のいる世帯を形態別にみると、夫婦のみ世帯、一人暮らし世帯ともに増加しています。

#### 《高齢者のいる世帯数の推移》

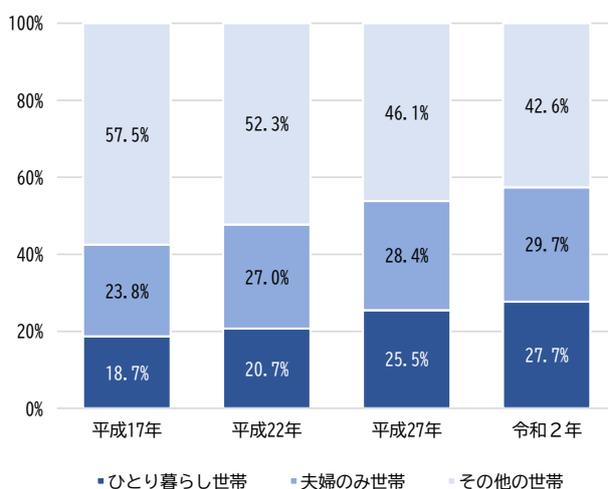


【資料】国勢調査

#### 《高齢者のいる世帯数の形態別推移》



#### 《高齢者のいる世帯数の形態別構成比の推移》



※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

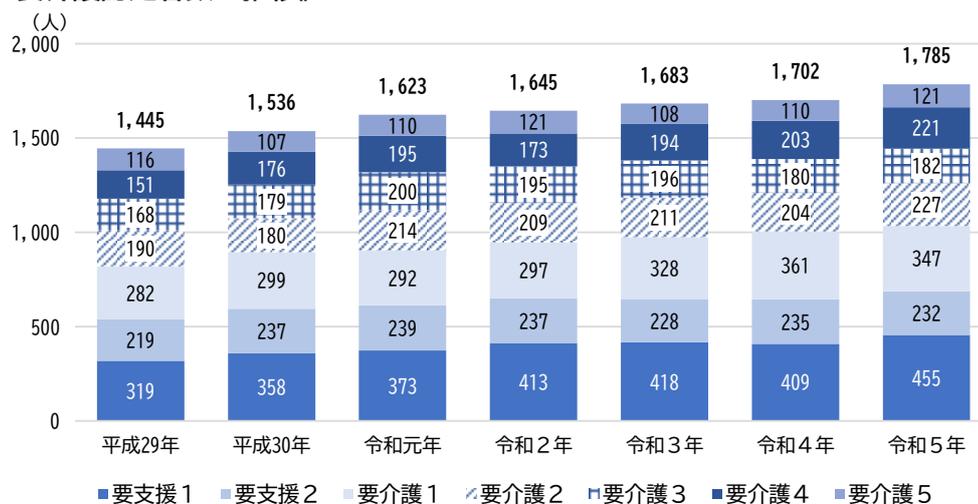
【資料】国勢調査

## ② 要支援・要介護認定者の状況

本町の要介護認定者数は平成29年（2017年）以降、増加傾向にあり、令和5年（2023年）には1,785人となっています。介護度別にみると、要支援1～要介護1の軽度認定者の方が多くなっています。

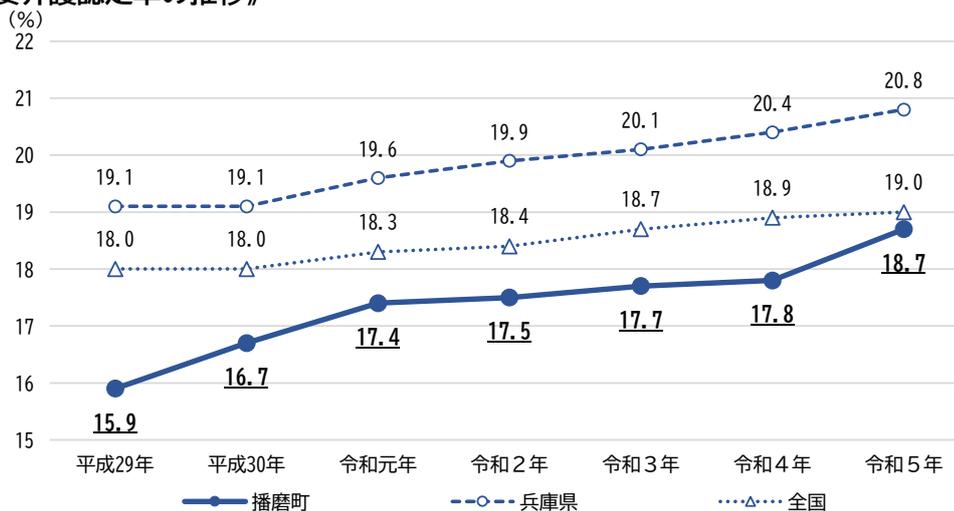
認定率（高齢者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）は全国・兵庫県と比べると低い水準で推移していたものの、後期高齢者の増加に伴う認定者数の増加により、令和5年（2023年）には18.7%と全国と同程度の水準となっています。

### 《要支援・要介護認定者数の推移》



【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

### 《要支援・要介護認定率の推移》



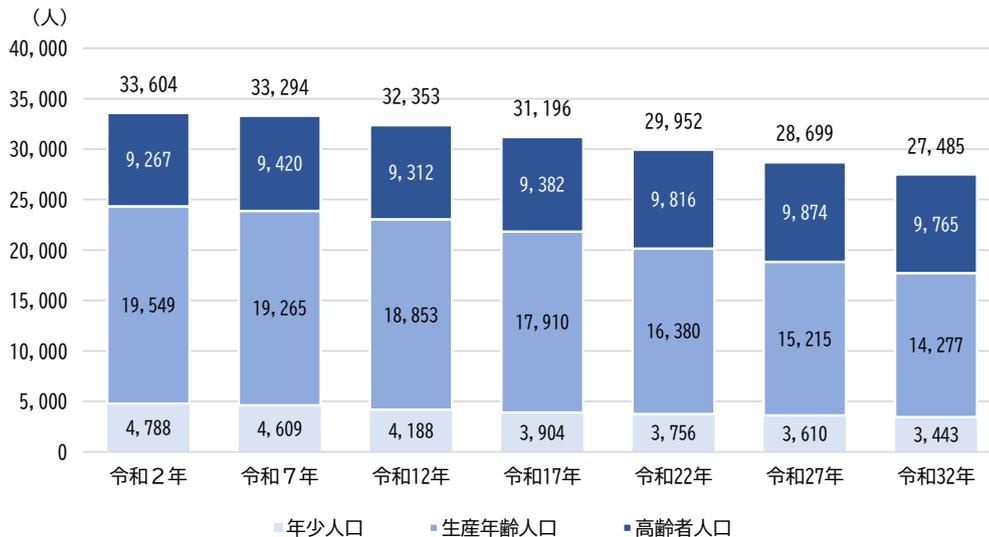
【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

## (7) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口をみると、今後は総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）が急激に減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）はゆるやかな増加傾向となっています。

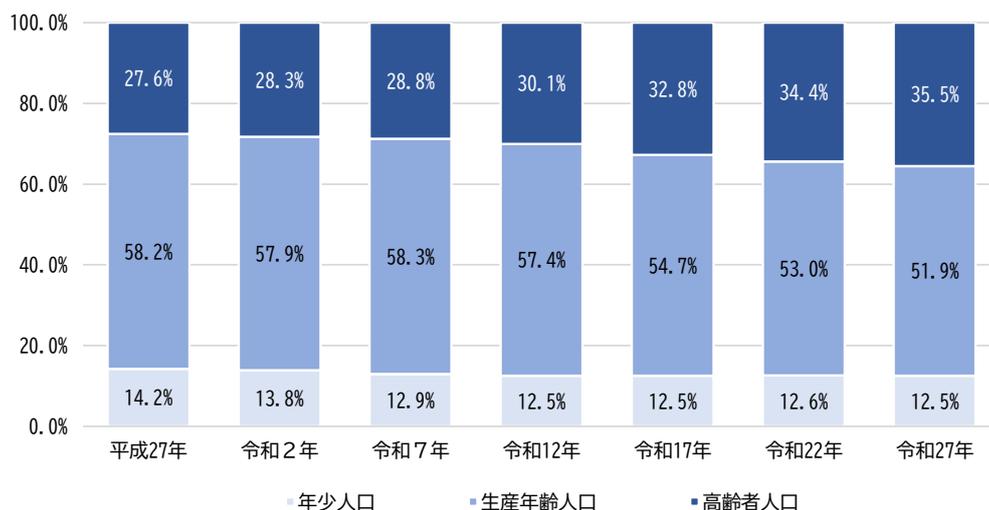
年齢3区分別の人口構成割合をみると、令和32年（2050年）には高齢者割合が36.5%となり、総人口の3割以上が高齢者となる見込みです。

### 《年齢3区分別人口の推計》



【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）

### 《年齢3区分別人口割合の推計》

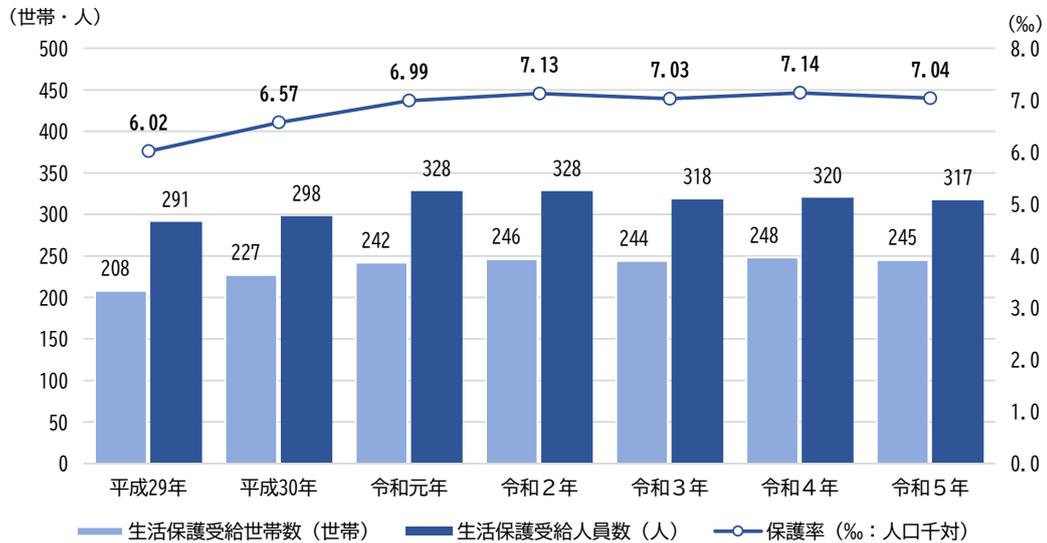


【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）

## (8) 生活保護

本町の生活保護の状況は、生活保護受給人員数、生活保護受給世帯数ともに、平成29年（2017年）以降、緩やかに増加傾向にあり、保護率は令和2年（2020年）以降、横ばい傾向にあります。

### 《生活保護の推移》



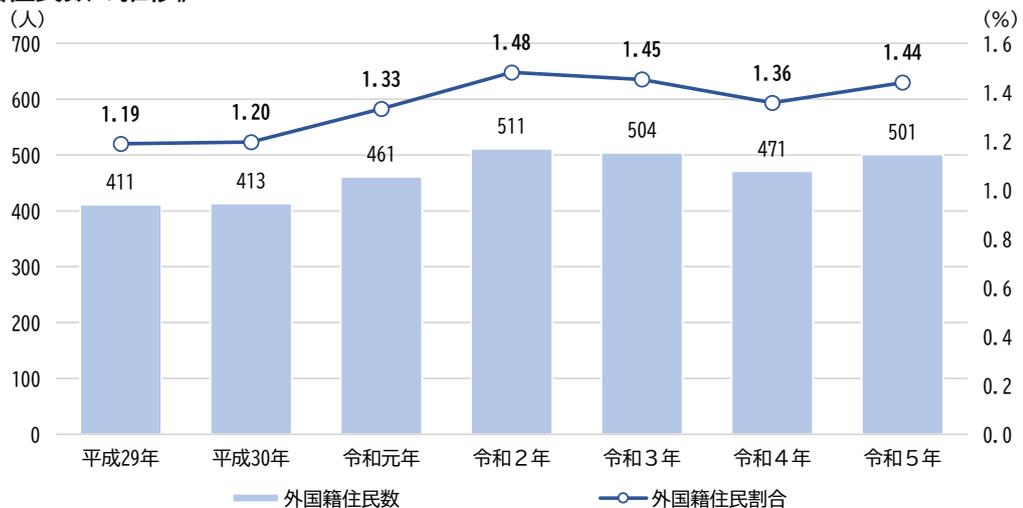
【資料】播磨町統計書（各年4月1日現在）

## (9) 外国籍住民の状況

本町の外国籍住民数は、平成29年（2017年）以降、増減を繰り返しながら緩やかに増加傾向で推移しており、全住民のうちの外国籍住民割合も上昇傾向となっています。

また、外国籍住民数の国籍別構成比については、ベトナム籍の割合が最も高く、近年ではフィリピン籍の割合も高まっています。

### 《外国籍住民数の推移》



【資料】播磨町統計書（各年3月末現在）

## 2 住民アンケート調査結果からみる現状と課題

### 《調査概要》

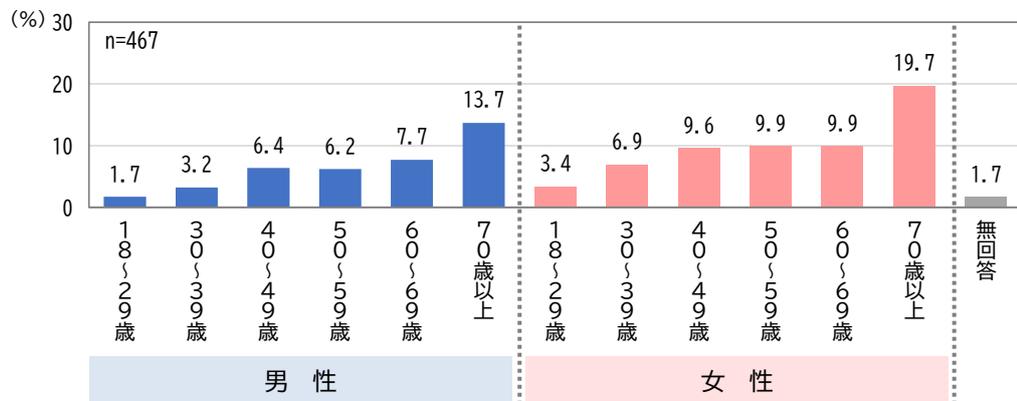
- 調査対象：播磨町にお住まいの18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布－郵送・WEB回収
- 調査期間：令和4年（2022年）10月27日（木）～令和4年（2022年）11月14日（月）
- 有効回収数：467サンプル（有効回収率 46.7%）  
（内訳）郵送回答：388サンプル、インターネット回答：79サンプル

### 《調査結果を見る際の注意事項》

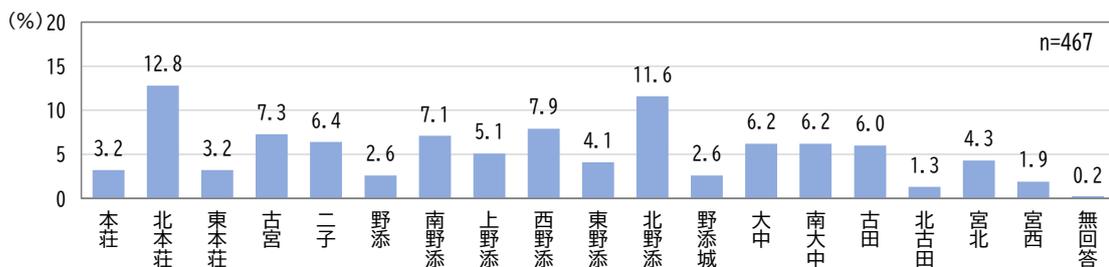
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。

### 《回答者の属性》

#### ① 年代



#### ② 居住地

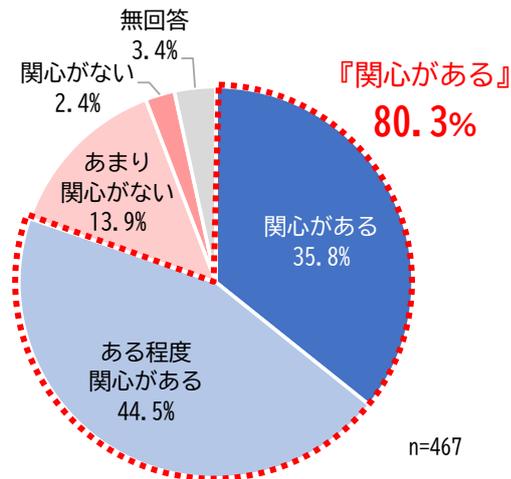


## (1) 福祉への関心・意識について

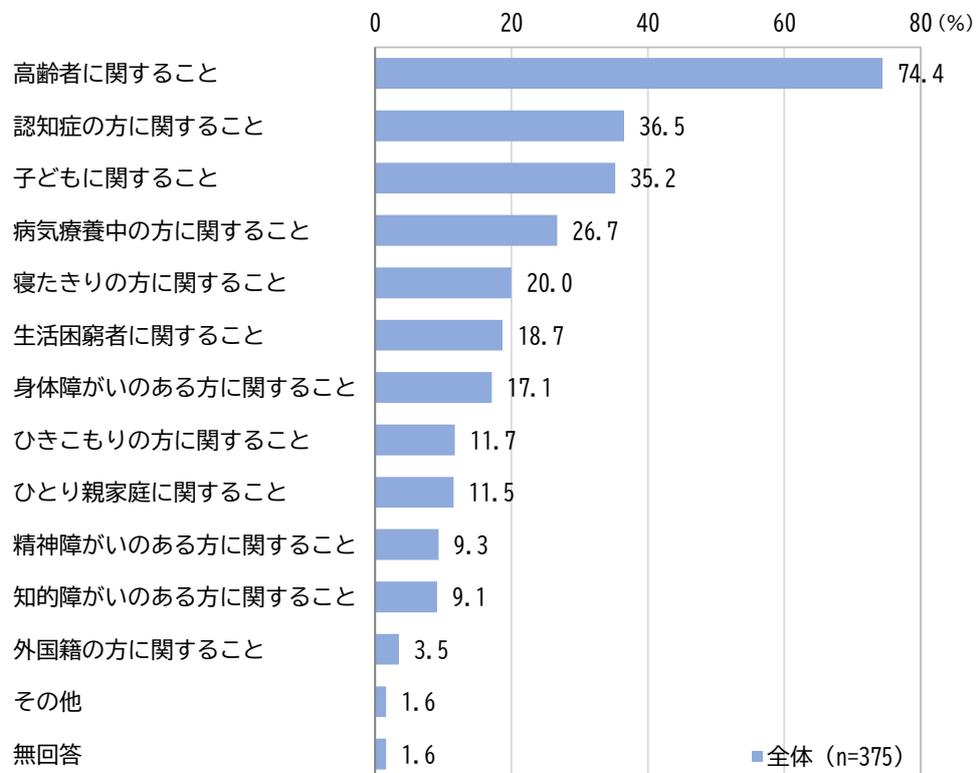
福祉への関心度については、「関心がある」と「ある程度関心がある」と合わせた『関心がある』人が約8割を占めています。

関心がある福祉の分野については、「高齢者に関すること」が7割以上を占めて最も高く、次いで「認知症の方に関すること」、「子どもに関すること」と続いており、高齢者や介護、子ども・子育てに関する関心が高くなっています。

一方で、生活困窮や障がいのある方、ひきこもり、ひとり親家庭への関心は低くなっています。



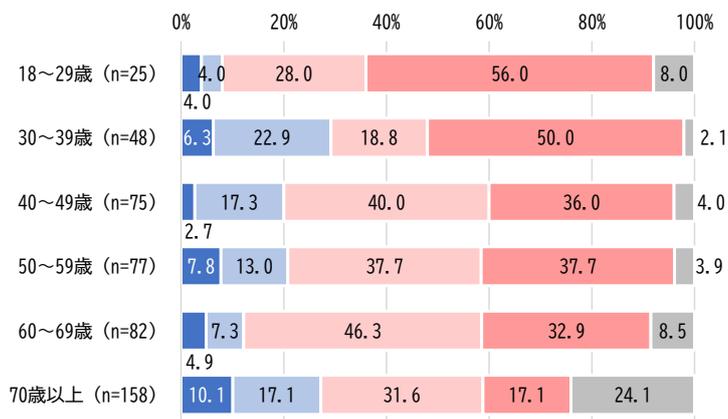
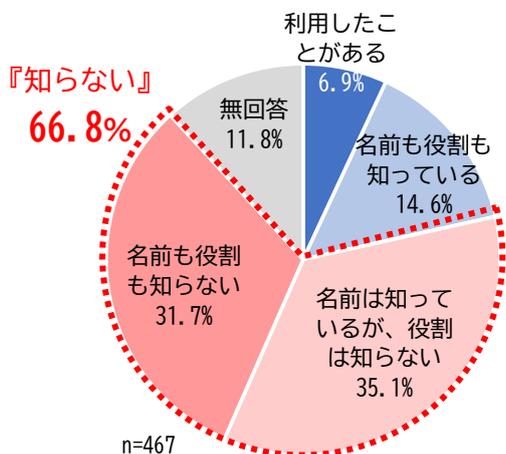
関心のある分野は…



## (2) 相談について

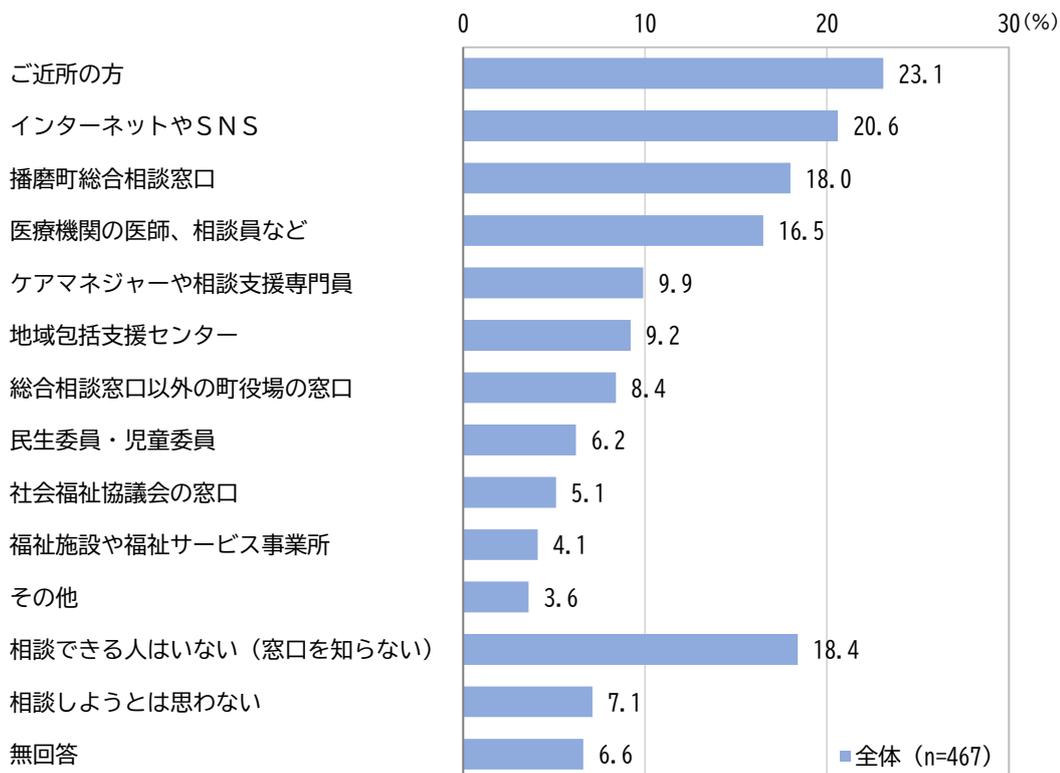
### ① 播磨町総合相談窓口の認知度

播磨町総合相談窓口については、『知らない』が7割近くを占めています。年代別にみると、30～39歳・70歳以上で認知度が高いのに対し、18～39歳では「名前も役割も知らない」が半数を占めています。



### ② 困りごとがあった時に、家族や友人以外に相談できる人・窓口

困りごとがあった時に、家族や友人以外に相談できる人（窓口）については、「ご近所の方」が2割以上を占めて最も高く、次いで「インターネットやSNS」、「播磨町総合相談窓口」、「医療機関の医師、相談員など」の順となっています。一方で、「相談できる人はいない(窓口を知らない)」が2割近くを占めて高くなっています。

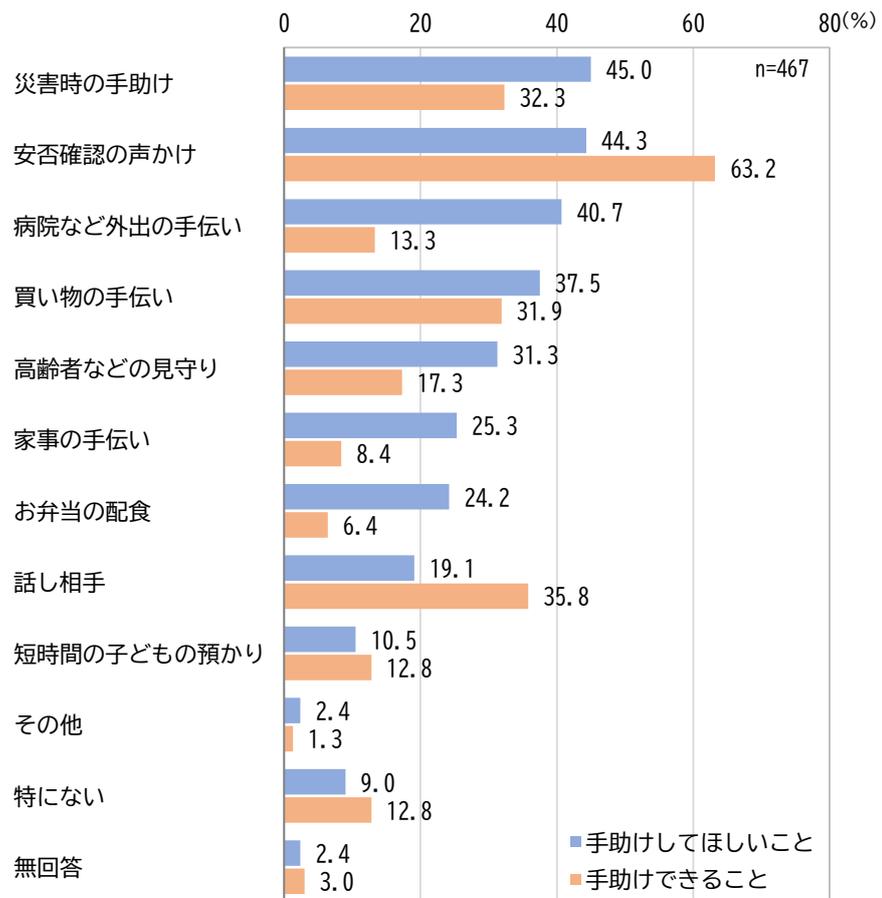


### (3) 地域での助け合いについて

#### ① 地域で手助けしてほしいこと・手助けできること

地域で手助けしてほしいこと・手助けできることについては、ともに「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」、「買い物の手伝い」などで高い割合となっています。

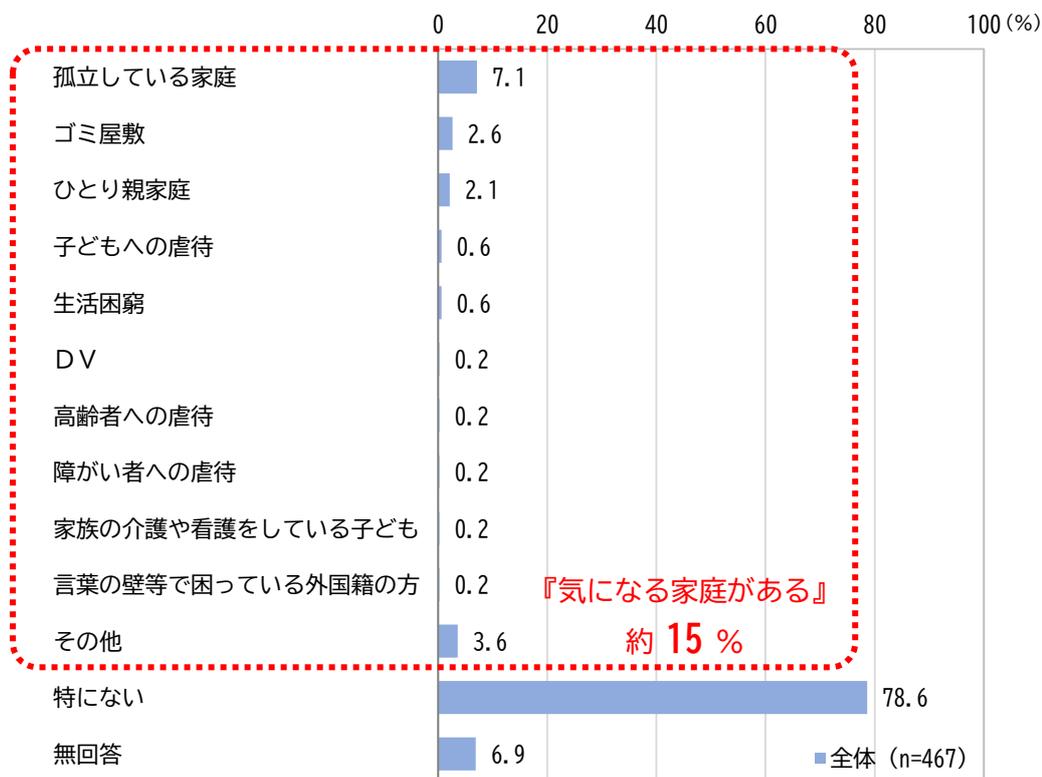
「安否確認の声かけ」や「話し相手」などの“手助けできること”が“手助けしてほしいこと”を上回っている項目や、「買い物の手伝い」や「短時間の子どもの預かり」などの均衡している項目等については、仕組みやきっかけをつくることで、住民同士での助け合いにより対応できる可能性があります。



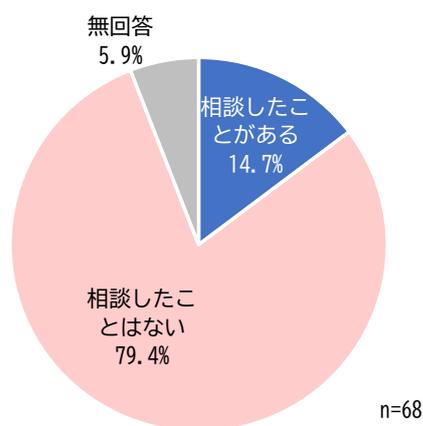
## ② 隣近所等の家庭で気になる家庭

隣近所で気になる家庭は「特にない」が8割近くを占めているものの、何かしらの気になる家庭がある人が約15%となっています。

その中で、その家庭についての相談については、「相談したことはない」が約8割を占めており、「相談したことがある」は1割程度となっています。



相談の有無は…

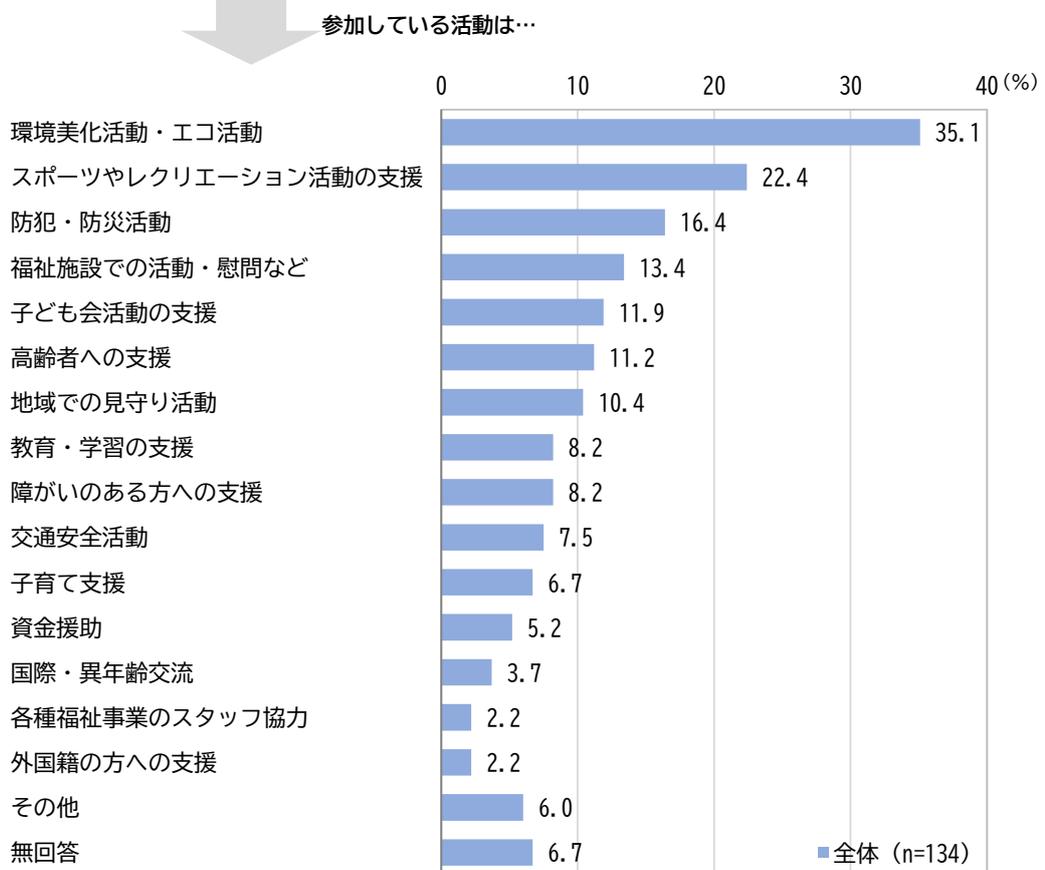
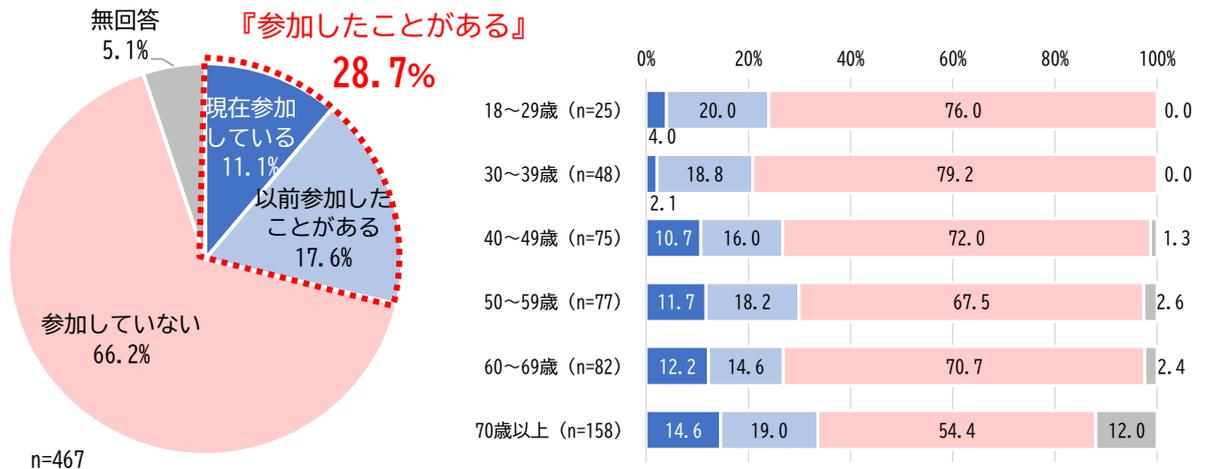


## (4) 地域の支え合いにつながる活動について

### ① 現在の参加状況

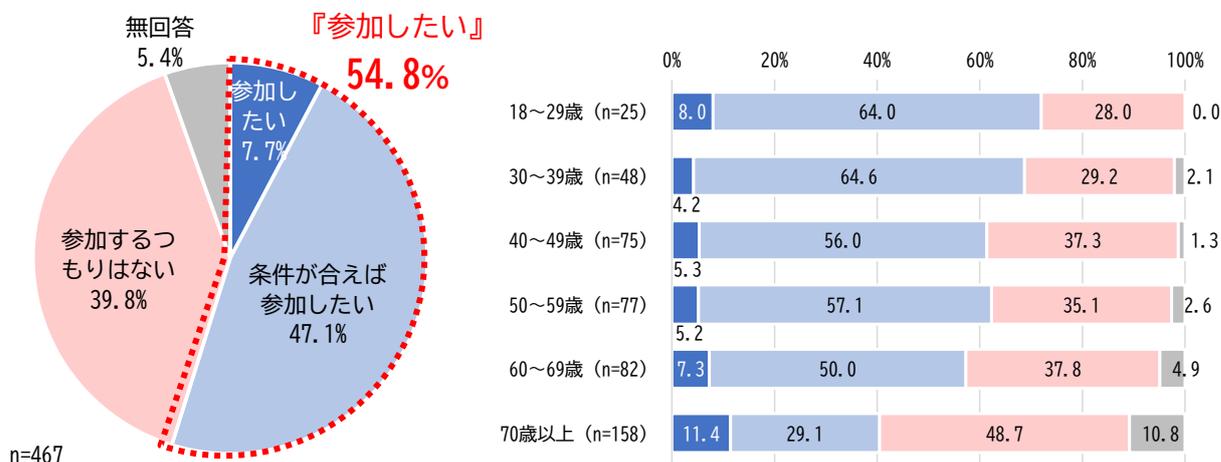
地域の支え合いにつながる活動については、「参加していない」が6割を超えて高く、『参加したことがある』は約3割となっています。また、年代別にみると、18～39歳では現在参加している人が5%未満となっています。

参加している人の参加内容では「環境美化活動・エコ活動」や「スポーツやレクリエーション活動の支援」などが高くなっています。



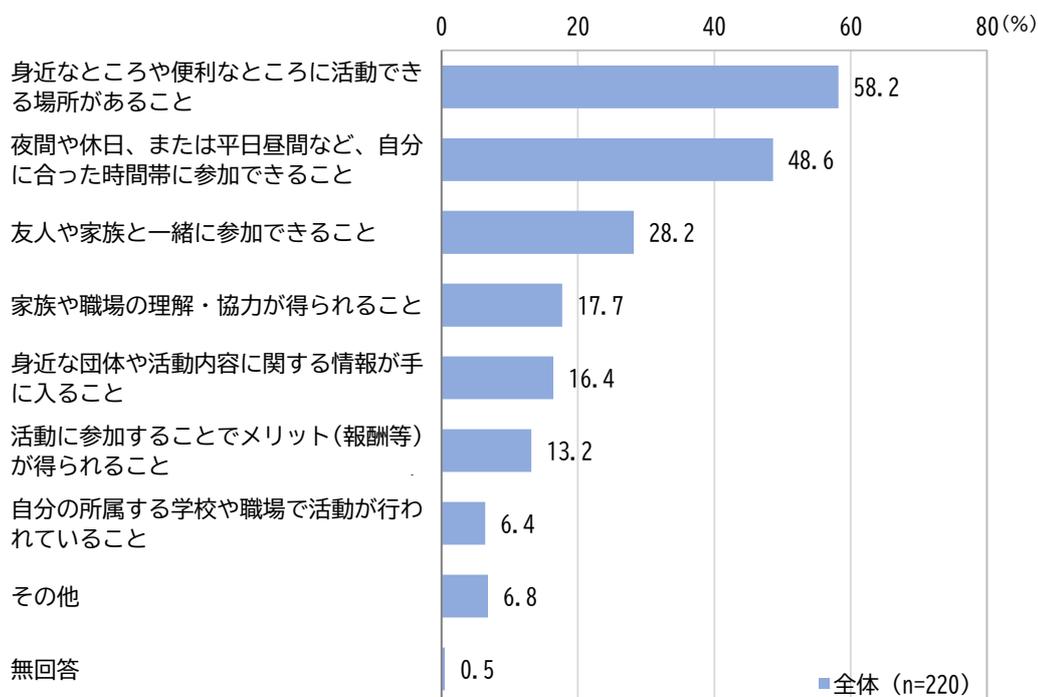
## ② 今後の参加意向

地域の支え合いにつながる活動の今後の参加意向では、『参加したい』が半数以上を占めています。特に、参加している人が少ない18～39歳では「条件が合えば参加したい」がともに6割を超えて高くなっており、潜在的な参加者が多いことが分かる結果となっています。



## ③ 活動に参加するために整えるべき環境や条件

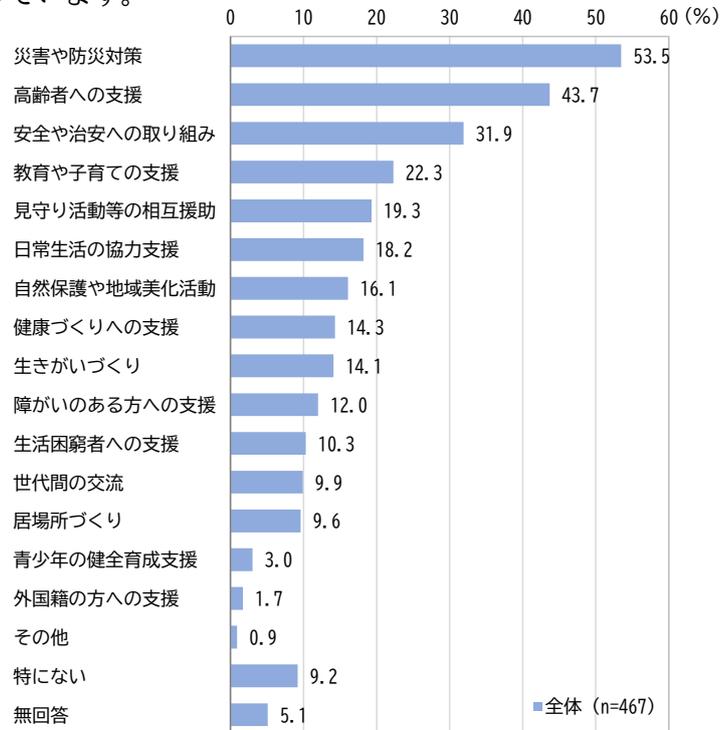
②において「条件が合えば参加したい」と回答した人の、活動に参加するために整えるべき環境や条件では「身近なところや便利なところに活動できる場所があること」や「夜間や休日、または平日昼間など、自分に合った時間帯に参加できること」など、場所や時間の面で気軽に参加できることが望まれています。



## (5) 「地域」に対する評価について

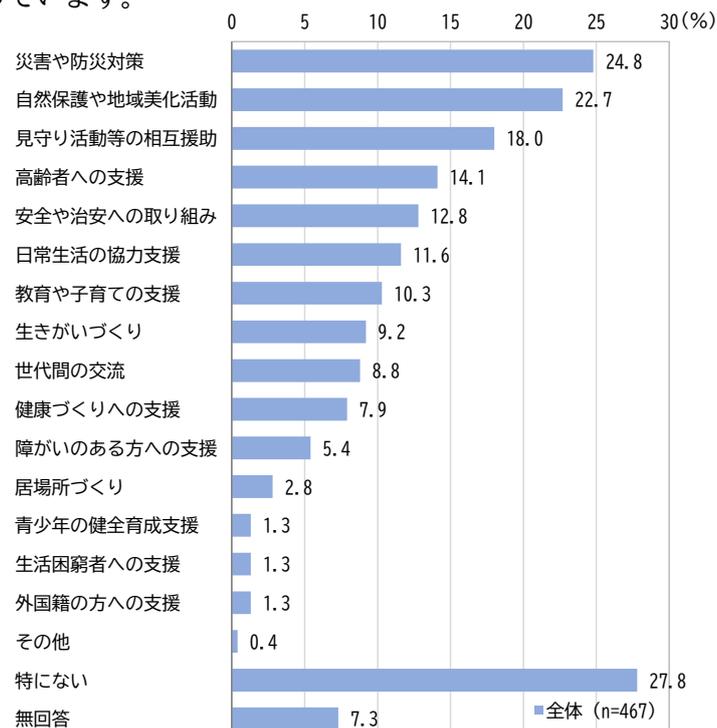
### ① 地域自体で必要だと思う役割や活動

地域で必要だと思う役割や活動では「災害や防災対策」が半数以上を占めて最も高く、次いで「高齢者への支援」となっています。



### ② 地域での活動について参加や手助けができること

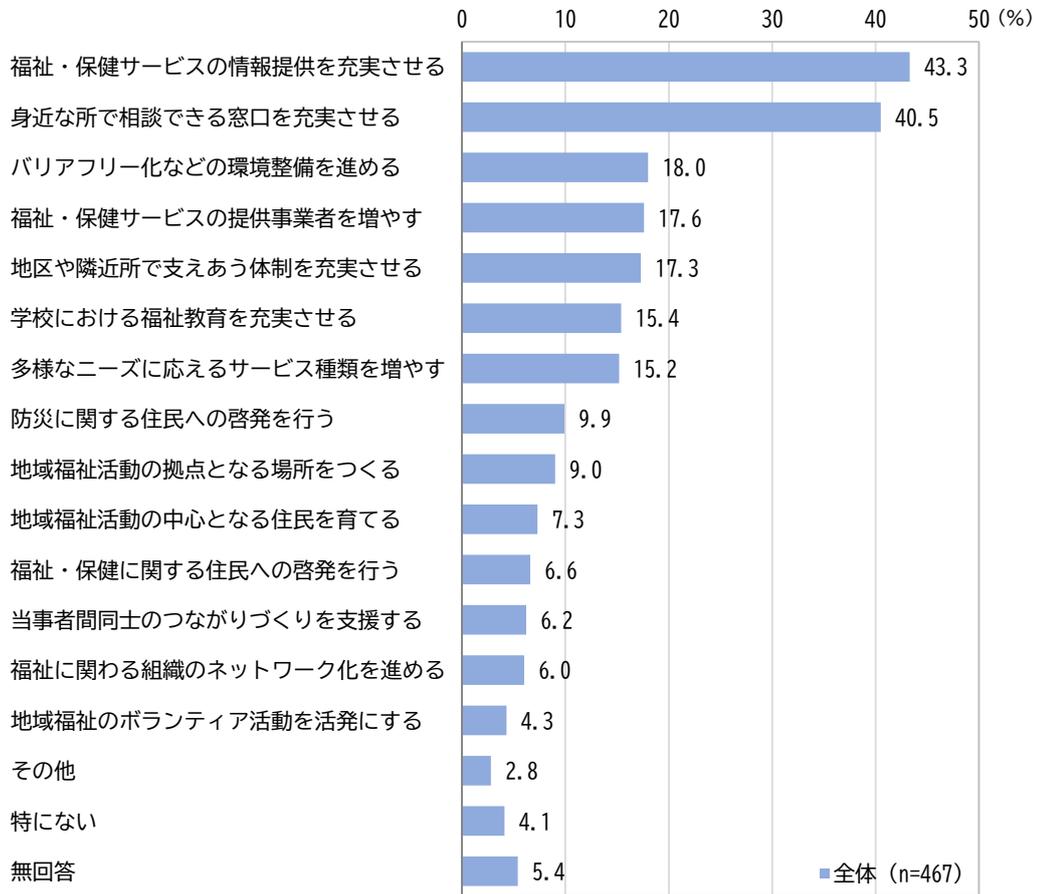
地域での活動について参加や手助けができることでは、「災害や防災対策」が最も高くなっています。災害・防災対策において、地域のつながりの必要性を感じている人が多く、参加意向も高いことが分かる結果となっています。



## (6) 福祉のまちづくりに向けて取り組むべきことについて

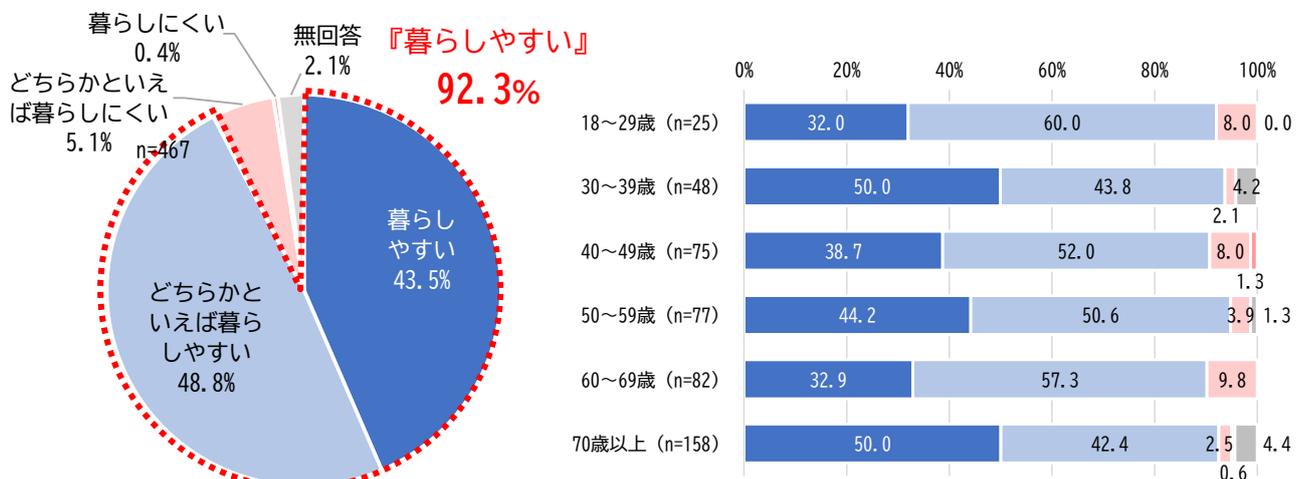
### ① 福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりに向けては、「福祉・保健サービスの情報提供を充実させる」「身近な所で相談できる窓口を充実させる」がともに4割を超えて多く、情報提供や相談窓口の充実が望まれています。



### ② 播磨町の暮らしやすさの評価

播磨町の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』が9割以上を占めています。



### 3 関係団体等アンケート・ヒアリング調査からみる現状と課題

#### 《調査概要》

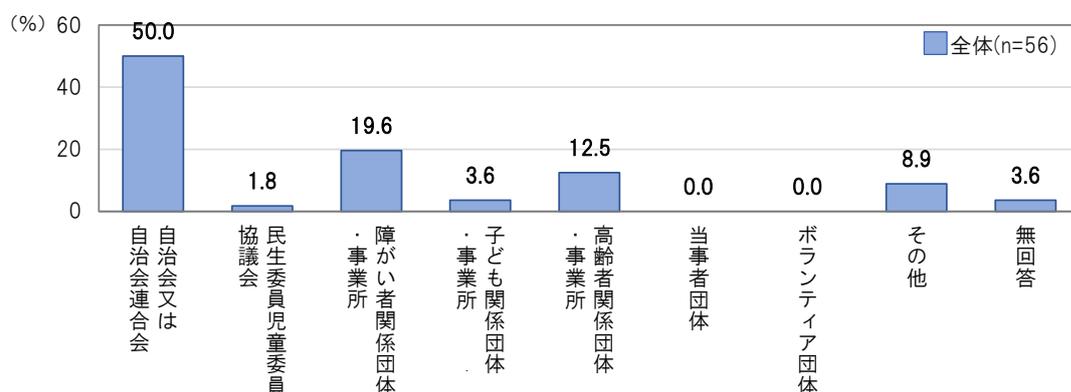
- 調査対象：播磨町で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体
- 調査方法：郵送配布－郵送回収
- 調査期間：令和4年（2022年）10月～11月
- 有効回収数：56サンプル

#### 《調査結果を見る際の注意事項》

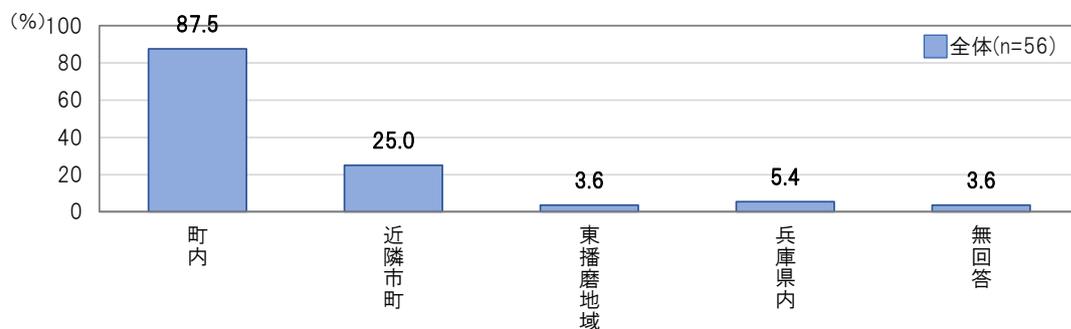
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してある。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。

#### 《回答団体の属性》

##### ① 団体種別



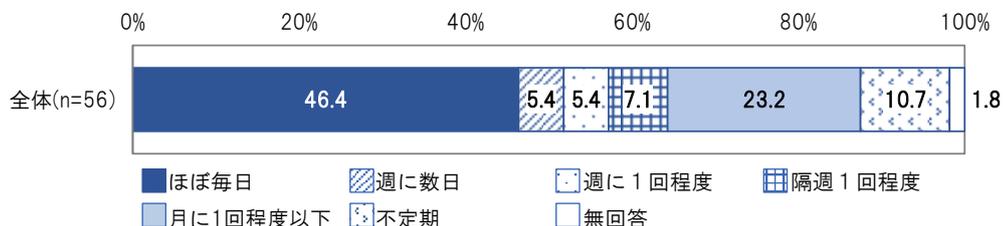
##### ② 主な活動エリア



## (1) 団体の活動について

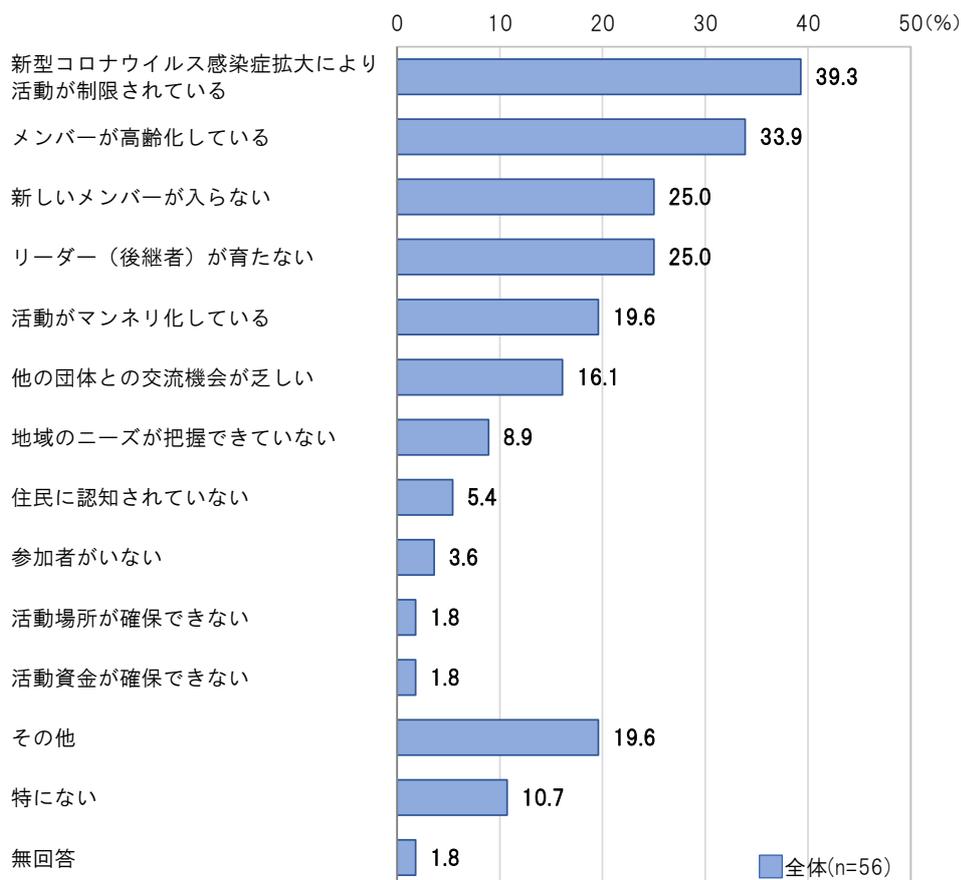
### ① 活動頻度

活動頻度は、「ほぼ毎日」が4割以上を占めて最も高く、「週に数日」、「週に1回程度」と合わせると、『週1回以上』の活動頻度の団体が6割近くを占めています。



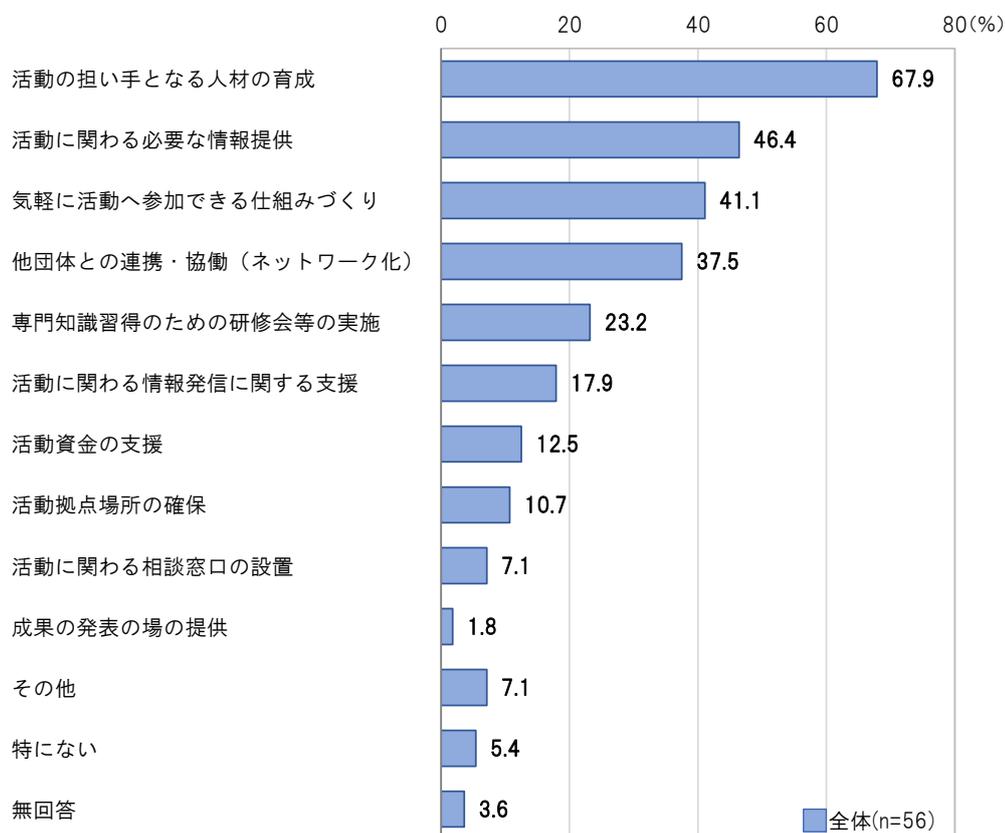
### ② 活動している中で困っていること

活動している中で困っていることは、「新型コロナウイルス感染症拡大により活動が制限されている」が約4割を占めて最も高く、次いで「メンバーが高齢化している」、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」の順となっており、コロナ禍による活動制限や人材確保などに困っている団体が多い結果となっています。



### ③ 活動を持続させるために必要なこと

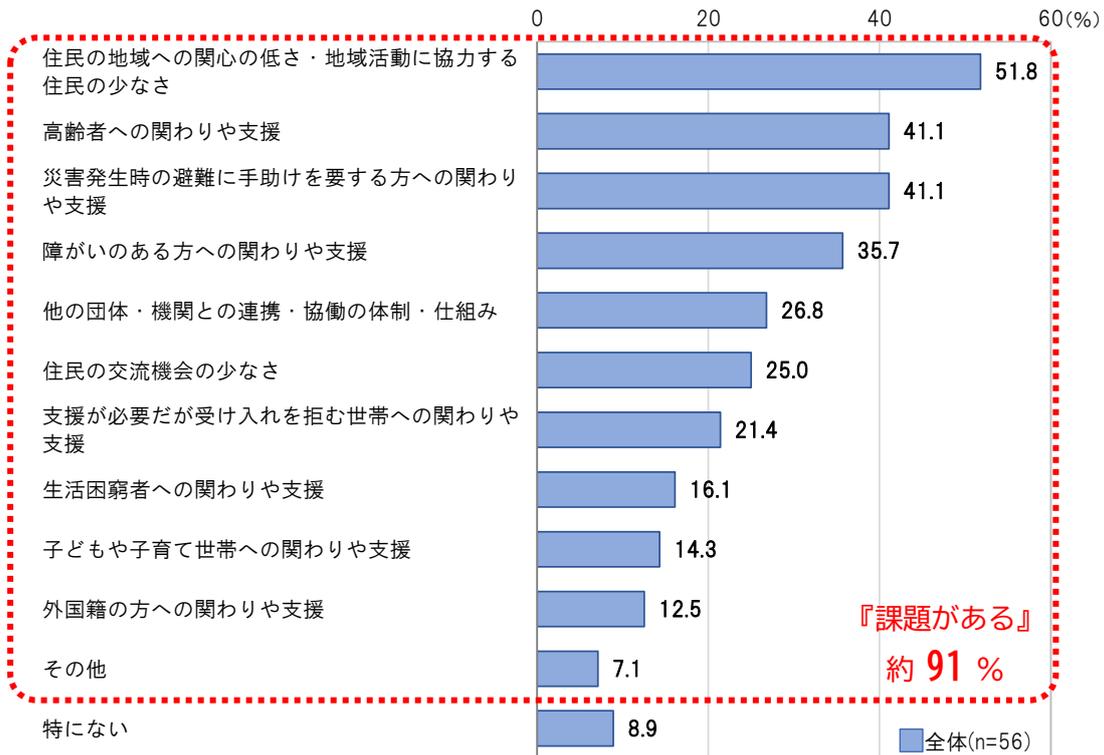
活動を持続させるために必要なことは、「活動の担い手となる人材の育成」が7割近くを占めて最も高く、次いで「活動に関わる必要な情報提供」、「気軽に活動へ参加できる仕組みづくり」、「他団体との連携・協働（ネットワーク化）」の順となっており、人材確保・育成や他団体とのネットワークを望む団体が多い結果となっています。



## (2) 地域の課題について

活動を通じて感じている（または住民から聞こえてくる）地域の課題は、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が半数以上を占めて最も高く、次いで「高齢者への関わりや支援」、「災害発生時の避難に手助けを要する方への関わりや支援」の順となっています。

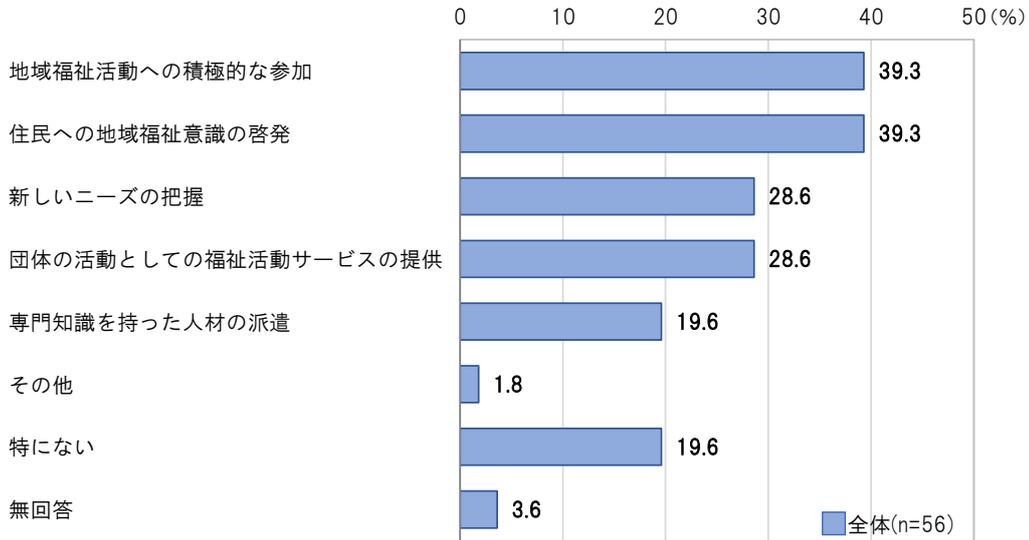
課題を感じている団体の、課題解決に向けて行った取り組みでは、「他の団体・機関に相談や協力の依頼を行った」が約4割を占めて最も高く、次いで「当団体内の会議等で対策を検討した」、「地域での交流の機会を設けた」の順となっています。



### (3) 地域福祉活動について

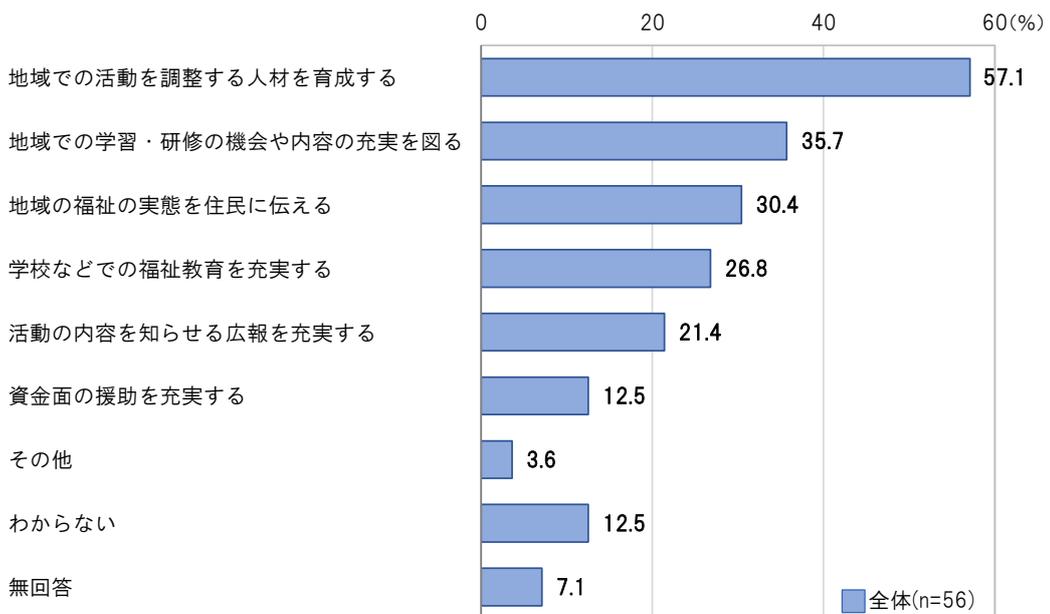
#### ① 地域の福祉活動を活性化するために協力できること

地域の福祉活動を活性化するために協力できることは、「地域福祉活動への積極的な参加」と「住民への地域福祉意識の啓発」がともに約4割を占めて最も高く、次いで「新しいニーズの把握」、「団体の活動としての福祉活動サービスの提供」の順となっています。



#### ② 地域福祉の輪を広げるために重要だと思うこと

地域福祉の輪を広げるために重要だと思うことは、「地域での活動を調整する人材を育成する」が6割近くを占めて最も高く、次いで「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」、「地域の福祉の実態を住民に伝える」、「学校などでの福祉教育を充実する」の順となっています。

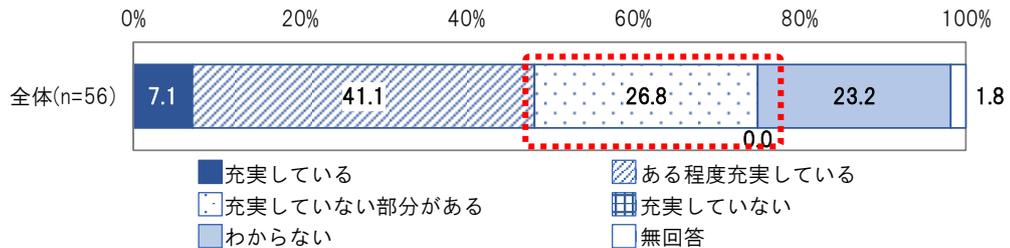


#### (4) 今後の地域福祉について

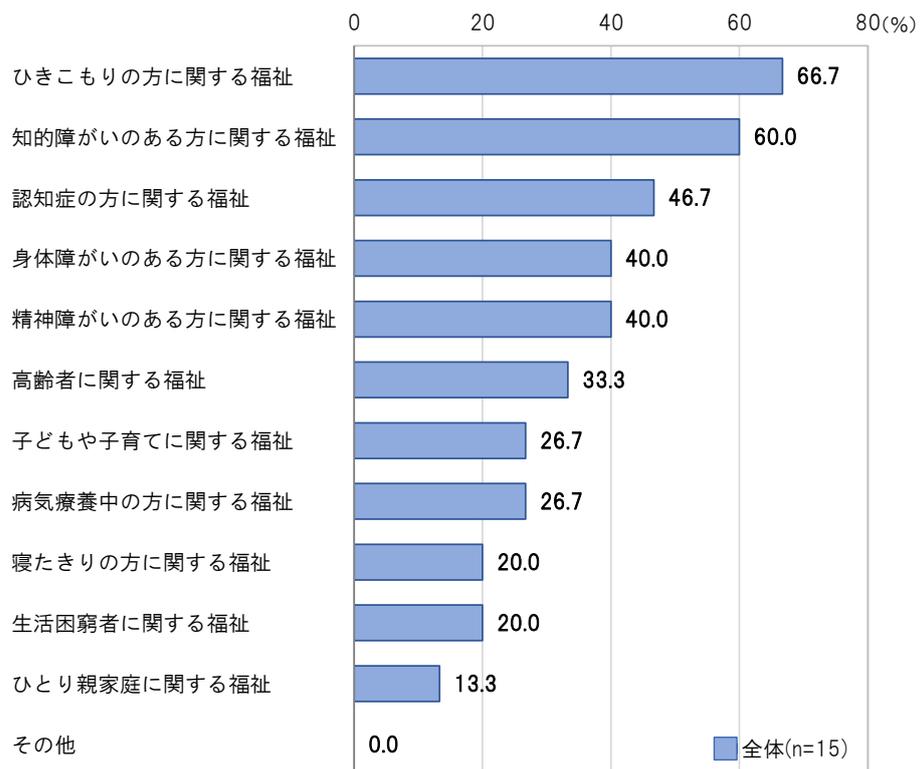
##### ① 行政が行っている福祉サービスの水準に対する考え

行政が行っている福祉サービスの水準に対する考えは、「ある程度充実している」と「充実している」を合わせた『充実している』が半数近くを占めています。

一方で、「充実していない部分がある」が2割を超えており、充実していない分野では、「ひきこもりの方に関する福祉」が6割以上を占めて最も高く、次いで「知的障がいのある方に関する福祉」、「認知症の方に関する福祉」の順となっています。

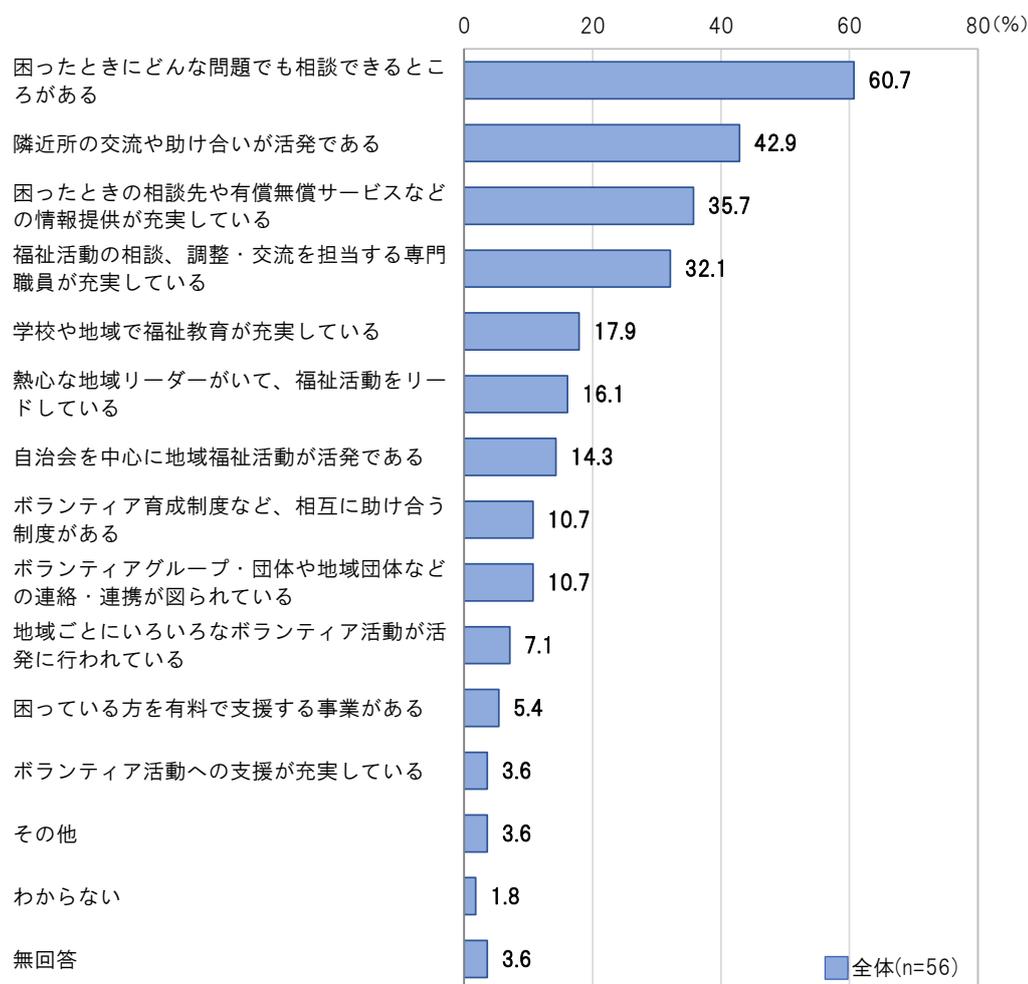


充実していないと思う分野は…



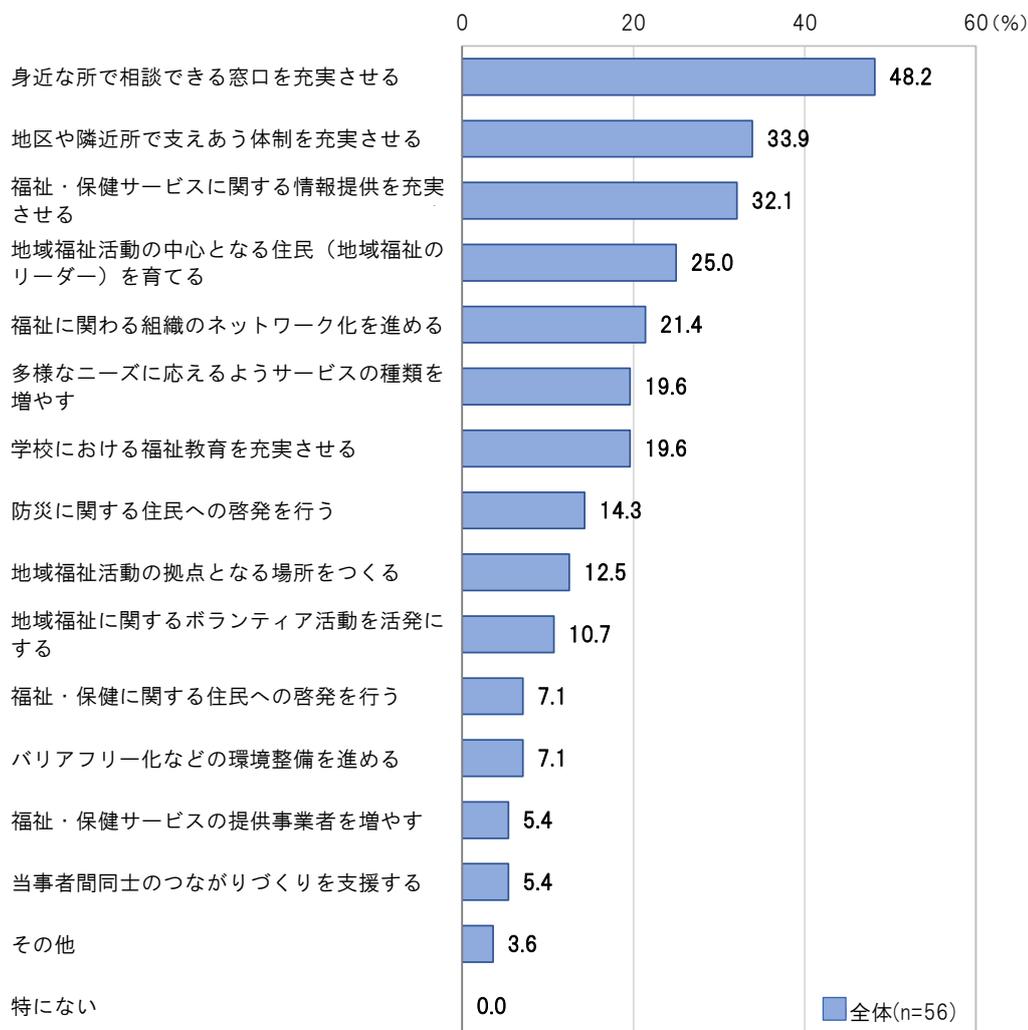
## ② 「困ったときに助けあえるまち」のすがた

“困ったときに助けあえるまち”のすがたについては、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が約6割を占めて最も高く、次いで「隣近所の交流や助け合いが活発である」、「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」、「福祉活動の相談、調整・交流を担当する専門職員が充実している」の順となっています。



### ③ 福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことは、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が半数近くを占めて最も高く、次いで「地区や隣近所で支えあう体制を充実させる」、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」、「地域福祉活動の中心となる住民（地域福祉のリーダー）を育てる」の順となっています。



## 4 住民参加型ワークショップからみる現状と課題

### (1) ふわっと ふくしに ふお~かすしたワークショップ

播磨町がめざすべき姿、そのために必要な取り組みやアイデアについて話し合いをしました。

#### 《実施概要》

- 参加者：町内にお住まいの方やお勤めの方など 61名  
(日本福祉大学の学生を含む)
- 開催日時：令和5年(2023年)2月11日(土)



#### ① めざしたい状態について

各グループより、地域のつながりや近所のつながり、そのための日頃からの声かけやあいさつ、居場所がたくさんあるなど、“つながり”が共通したキーワードとしてみられました。

また、人と人とのつながりや関係機関とのつながりにより、地域での“支えあい・助けあい”ができることや“困りごとを一人で抱え込まない(相談しやすい)”状態をめざしたいという意見も多くみられました。

#### ② めざしたい状態に向けた取り組みやアイデア

地域の人と人との“つながり”を作るためには、「子どもから高齢者までの多世代交流」や「障がいの有無に関わらず交流できる取り組み」が必要であるとの意見が多くみられ、そのためのイベントや居場所づくり、居場所としての各地域のコミュニティセンターの活用等についてのアイデアが挙げられました。

また、各種イベントや居場所、相談についても情報が届いていない状況もみられることから、情報提供の方法についての工夫が必要であること、住民や各関係団体間の“つながり”に向けては、住民や関係団体等が定期的に集まって話す場が必要であるといった意見もみられました。

#### ③ 自分たちのアクションについて

個人や家庭でのアクションでは、「あいさつ・声かけ」により日頃から地域の人等とのコミュニケーションをとること、地域や地域の人への関心を持つことが重要との意見がみられました。

地域や学校では、「(住民主体での) イベントや交流の実施」、「避難訓練・防災訓練の実施」、「居場所・フリースペースの開放」といった、地域の人同士が交流できる仕組みについての意見が多く、行政には「情報提供」や「交通の利便性の向上」に関する意見が多くみられました。



## (2) ふだんのくらしを しあわせにするためにみんなで考えるワークショップ

播磨町でしあわせに暮らすために必要な福祉について、話し合いをしました。

### 《実施概要》

- 参加者：町内にお住まいの方やお勤めの方など 24名  
(播磨町地域福祉計画策定委員を含む)
- 開催日時：令和5年(2023年)10月15日(日)



### 《圏域別の地域福祉に関わる資源について(抜粋)》

各グループより、近隣や自治会圏域ではちょっと話すことができる場の提供を望む人が多く、町圏域や広域では世代別や多世代での交流の場や機会の提供を望む意見が多くありました。

圏域	既存の地域資源	必要な資源(アイデア)
個人・家庭	○あいさつ ○ごみ拾い	
近隣(班)	○防災訓練、ボランティア活動 ○学童保育、児童発達支援事業所 ○挨拶運動(婦人会) ○認知症の個人とのかかわり など	○縁側のような場 (ちょっと話すことができる場) ○向こう隣三軒ゴミ出し支援 ○五人組(見守り合い) など
自治会	○いきいきサロン、いきいき百歳体操 ○登下校時見守り、独居高齢者見守り ○イベント(盆踊り・祭り) ○学習支援、ボランティアグループ ○子ども会 など	○ゴミ出し支援 ○寺子屋(寺の活用) ○敷居の低いオープンな「つどいの場」 ○文化ホール(歌や楽器練習場所) など
コミセン区 ・小学校区	○コミセン活動、イベント ○居場所づくり、アソビバ ○プレイパークのこのこ ○託児 ○移送サービス など	○気になることの見解箱 ○先生以外に話せる人 ○中間就労(農業) ○ポイント制の学生ボランティア ○ゴミ拾いチーム など
町圏域	○民生委員 ○社会福祉協議会 ○地域包括支援センター ○地域自立支援協議会 ○障害者基幹相談支援センター ○地域活動支援センター ○福祉会館 ○認知症カフェ、つどいカフェ ○こども食堂 ○健康づくりウォーキングイベント ○見守り給食サービス など	○65歳以上が活動できる場所 ○新旧住民交流会 ○療育センター ○全世代が楽しめるイベント ○移動販売図書館 ○コミュニティバス、乗り合いバス ○播磨町駅と土山駅とのアクセス交通 ○歩道の段差をなくす など
広域	○放課後等デイサービス、特別支援学校 ○シルバー人材センター ○認知症サポーター ○各種相談 など	○子どもが集まれる場 ○交通手段(駐車場) ○コミュニケーションの多様なチャンネル など



## 5 播磨町の地域福祉を取り巻く課題の整理

### (1) 地域との連携・つながりの希薄化、一人ひとりの地域に対する意識の低下

関心のある福祉の分野で、高齢者に関する福祉、子ども・子育てに関する福祉、認知症や病気療養、寝たきりなどに関する福祉などの、ほぼ全員に当てはまる内容には関心が高い一方で、障がいのある人の福祉やひきこもり、外国籍の方に関する福祉への関心が低くなっていました。これは、“自分には関係のないこと”として認識している可能性が高いことから、まずは、住んでいる地域に関心を持ってもらうことが必要です。行政依存の意識を変革し、“自分たちの播磨町”を、“自分たちで”暮らしやすく改善していくために、主体的に活動していくことも必要であることを認識していく必要があります。

また、地域内や近所との付き合いのない人が多く、特に若い年齢層では増えている一方で、日常生活が不自由になった時には隣近所での手助けを望む人が多くなっています。不自由になってからはじめて手助けをしてもらうのは不可能なため、日ごろからの関係づくりが最も重要です。

ワークショップにおいては、“つながり”に関する意見が多く、参加者からは「いろいろな人の思いを聞くことができて良かった」といった肯定的な意見が多くみられました。今後も、違う世代の方々や福祉に関わる色々な関係者がつながり、意見を交換する場が必要です。

### (2) 相談体制の充実（窓口の周知、相談される側の体制整備）

住民の働き方や家族形態、ライフスタイルの多様化に伴い、それぞれが抱える生活課題も複雑化・複合化してきています。近年よく話題になっている、8050問題（9060問題）やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりも、その事象は多様な課題を抱えた結果の一部であることから、複雑化・複合化した問題にも対応できる体制整備が必要です。

一方で、相談できる人や窓口については、「相談できる人がいない（窓口を知らない）」の回答が多くなっており、相談方法や窓口の周知をしていく必要があります。これまでも、さまざまな方法で周知を図ってきましたが、年代別で活用の多い情報の入手手段に合わせて年代別の相談窓口の周知を行うなど、発信方法・周知方法への工夫も検討していく必要があります。

### (3) 担い手の減少・高齢化

各種活動団体への参加が少ない一方で、参加意向のある人は多い傾向がみられました。特に若い年代には潜在的な参加者が多くみられました。一方で、関係団体からの意見では、参加する方の偏りや高齢化についての意見が多くみられました。

地域の支え合い機能が発揮できるよう、活動したい人が気軽に活動できる、“ちょっとしたこと”のお手伝いをしてほしい人と、“ちょっとしたこと”のお手伝いができる人とのマッチングなど、仕組みを作っていく必要があります。

#### (4) 情報共有・情報提供

町では、さまざまな支援やサービスを実施している一方で、その内容が住民全体には周知されていない状況がみられます。事業・サービスの実施について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法について検討していく必要があります。そのためには、相談窓口の周知と同様に、年齢層等での絞った情報発信方法などの工夫が必要です。

また、各団体での活動についても、それぞれは十分に実施しているものの、横のつながりが少ない状況もみられました。今後、高齢化や暮らし方の多様化が進んでいくことから、住民が抱える課題も複合化・複雑化していくものと推測されます。それらの地域課題についても団体同士の連携ができていくことで柔軟な対応ができたり、早期対応が可能となるよう、定期的に意見交換や情報交換をする場が必要です。

#### (5) 災害・感染症対策

災害時の対応については地域の必要性を感じている人が多く、また地域の中で手伝いができることについても防災に関することへの回答が多くみられました。近年では、災害が頻発していることから、住民自身の防災に関する関心が高まっている一方で、防災に関する制度（災害時要援護者支援、避難行動計画）などは知らない人が多くいます。関心の高い“災害”をテーマとしてイベントや講演などを行って人を集め、そこで楽しみながら知ってもらい取り組みなども検討していく必要があります。

また、令和2年度（2020年度）の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、さまざまな活動が自粛となり、生活が一変しました。サロン活動などの地域の人が集まって話をしたり、食事をしたりすることが主であった活動については、コロナ禍前とまったく同じように再開することはなかなか難しい状況です。地域と行政とがともに模索しながら、必要な地域のつながりを継続しながら活動を継続していくための取り組みについても検討していく必要があります。

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念（めざすべき姿）

# だれもが排除されず、つながりを持ち続け いきいきと暮らせるまち 播磨町

### 2 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つを基本目標とし、計画を推進していきます。

#### 基本目標1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、必要な支援が必要な時に的確に受けられることが大切です。そのためには、地域生活課題を早く把握できる仕組みや、住民が相談しやすい環境を整えます。

#### 基本目標2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）

全ての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもあり、「お互いさま」の意識で支えあう地域をめざし、住民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるようさまざまな活動の活性化と次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

#### 基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

地域の人々が、日頃の何げない声のかけ合いや小さな活動から、ちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進め、災害や感染症に強い地域づくりをめざします。

#### 基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

生きづらさを抱える人への温かなまなざしは、偏見や差別のないまちづくりへつながり、そして、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるために、住民や行政、関係機関をはじめとする多様な主体が協力し、生き心地の良い地域共生社会の実現をめざす基盤づくりを進めます。

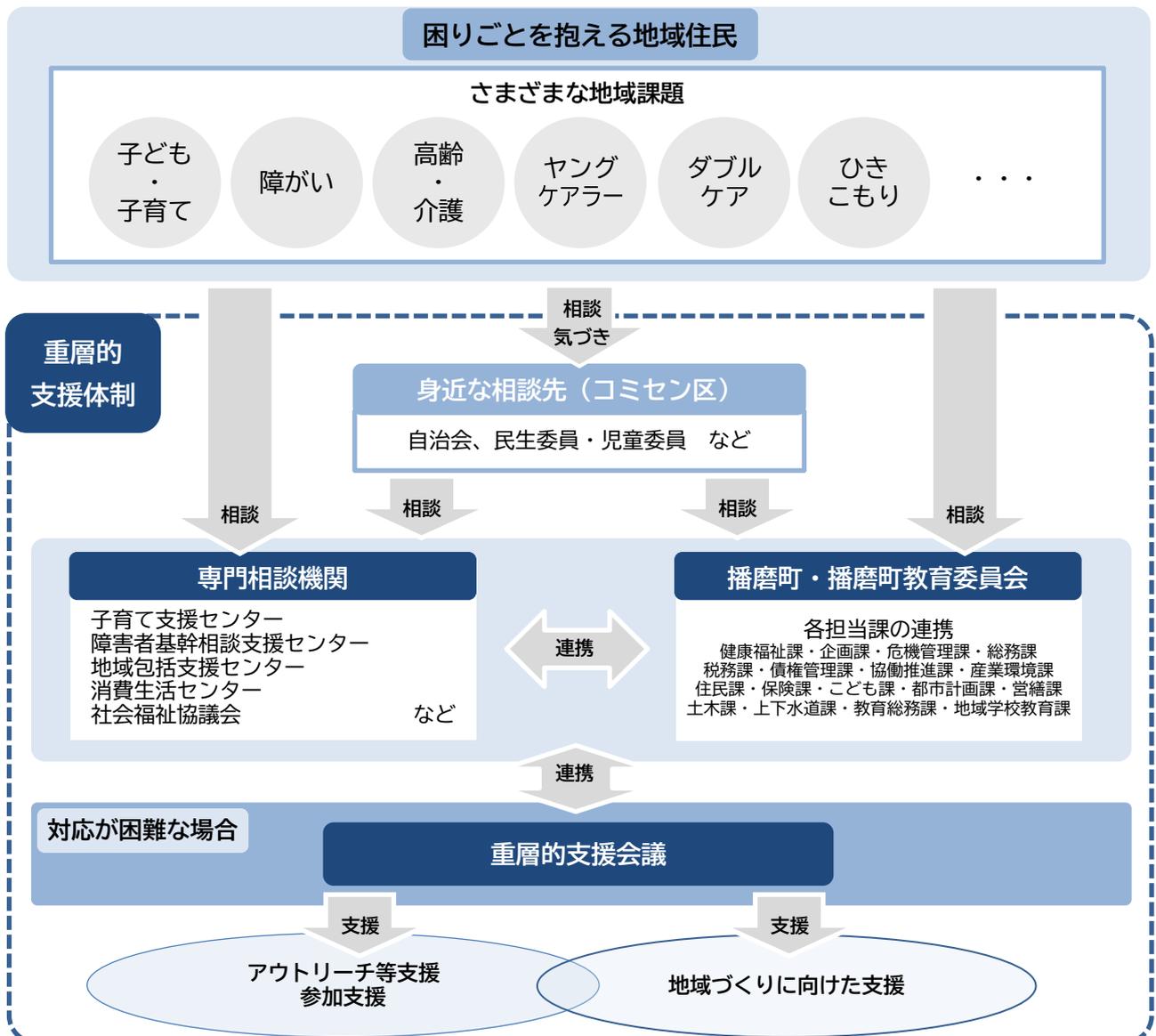
### 3 重点目標

計画を推進していくための横断的な視点として、重層的支援体制整備事業を一体的に推進するため、下記2点を重点目標として定めます。

#### 重点目標1 全庁的な取り組みの推進

重層的支援体制整備事業の「属性を問わない相談支援」を推進していくため、複雑・多様化する地域課題に対応し、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応していくため、庁内の縦割り・分野別を超えた、「ワンチームはりま」の全庁的な取り組み体制を構築します。

#### ■ 重層的支援体制のイメージ



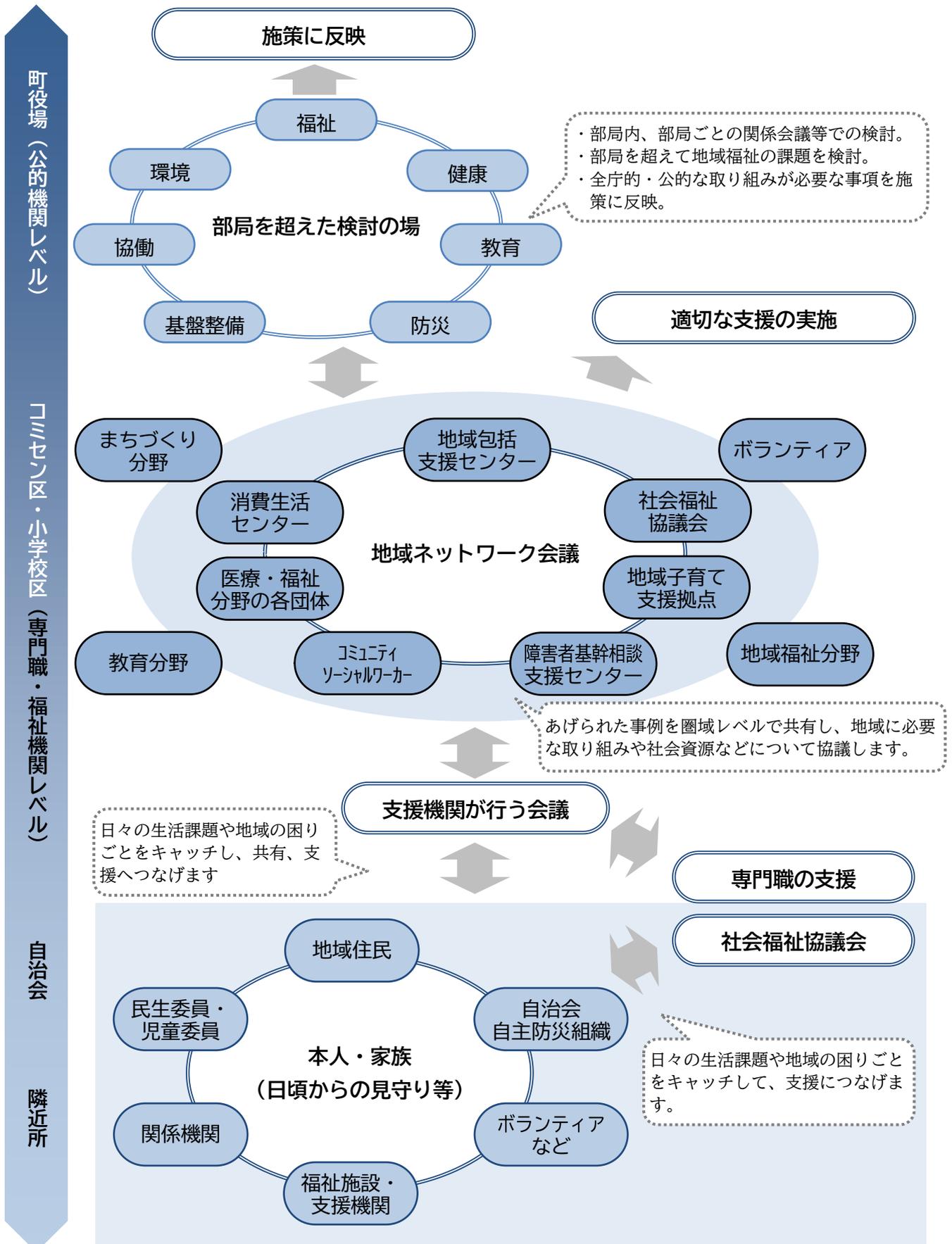
## 重点目標2 圏域における地域福祉の推進

重層的支援体制整備事業の「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を推進していくため、隣近所でのあいさつ・声かけによる「顔見知り」づくりから、見守りをはじめとした安否確認、異変の気づき、徘徊の発見、子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、各自治会圏域から小学校区、コミセン区などのそれぞれの圏域において、団体・機関等の協力により重層的なセーフティネットを構築します。

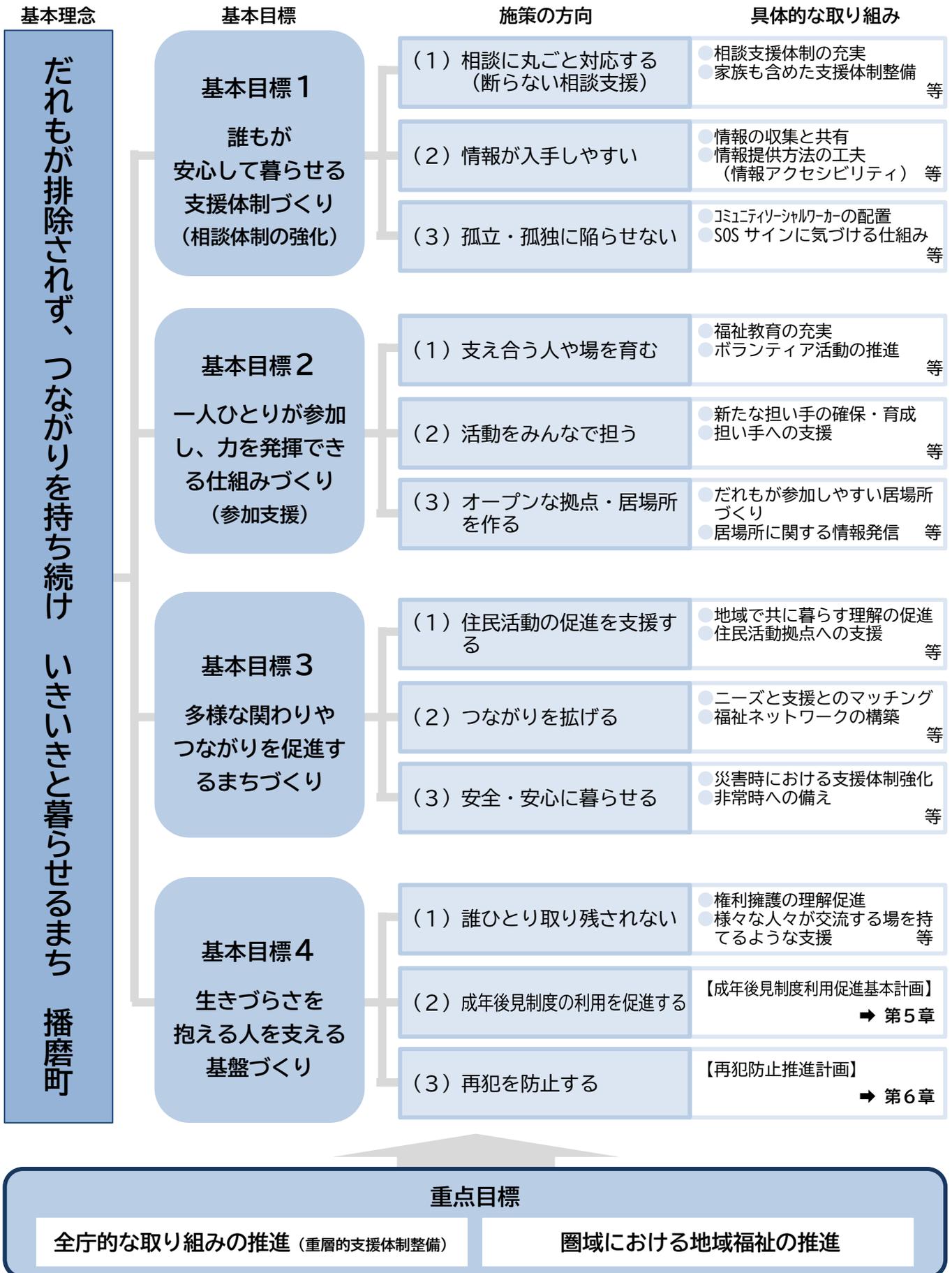
具体的には、自治会や小学校区、コミセン区等における自助・互助・共助・公助の各層と、公的機関同士の所管分野の縦割りを超えた、地域福祉の課題を検討するネットワークを構築し、地域で起こっている身近な諸問題（生活困窮・虐待・いじめ等）や課題等を把握し、専門職・福祉機関も参加する「地域ネットワーク会議」にて専門的な視点で検討を加え、行政の関係部署も交えた会議の場で、全庁的に取り組みが必要なものを施策に反映させることにより、官民協働の包括的な取り組みで問題解決を図ります。

また、さまざまな店舗や民間事業者など、新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現していきます。

■ 地域福祉のネットワークのイメージ



## 4 計画の体系



## 第4章 取り組みの展開

### 基本目標1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）

#### ■現状と課題■

社会環境の変化に伴い、人々の抱える問題も複雑化・多様化しており、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。

アンケート調査では、困りごとがあった時に家族や友人以外に相談できる人（窓口）では「近所の方」や「インターネットやSNS」などの回答が多く、公的機関等への相談は低い現状となっています。また、4人に1人程度は「相談しない」と回答しており、その理由としては「相談の仕方がわからない」が最も高くなっています。福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことにおいては、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が約4割と高く、相談窓口等についてもっと住民に浸透するよう周知を図っていく必要があります。

また、隣近所で気になる家庭はあるものの、役場や支援機関の窓口への相談や連絡をしたことがある人は少ない状況がみられました。委員会やワークショップでの地域の活動者側からの意見においても、相談を受けた後にどこにつないだら良いかわからないという意見がみられました。

複雑化・高度化してきた相談内容に柔軟に対応できるよう、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材の育成・確保を進め、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図っていく必要があります。また、相談を受けた人がその先につないでいくための各相談窓口の連携を図っていくことも必要です。



#### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 「困っているので助けてほしい」と周りの人にSOSを伝えることができます。
- だれかの「困っている」を受け取った人は、適切な支援機関や支援者につないでいます。
- だれもが困りごとへの相談機関や適切なつなぎ先を知っています。
- 一人暮らしの高齢者も働き盛りの若者も、子どもから高齢者まで地域とのつながりがあります。
- 複雑化・複合化した地域の課題にも、みんなで協力して取り組んでいます。
- だれもが不自由なく情報を入手し、コミュニケーションが図れています。

## ■方向性■

### (1) 相談に丸ごと対応する（断らない相談支援）

介護や障がい、子ども等の分野に関わらず、本人とその世帯丸ごとの相談支援を実施し、早期発見早期対応により困りごとの深刻化を防ぎます。また、地域生活課題の変化に応じて変化、成長し続ける包括的な支援体制の構築に取り組みます。

さらに、さまざまな生きづらさを抱える人が相談しやすくなるよう、オンライン相談など、多様な相談方法による対応を進めていきます。

### (2) 情報が入手しやすい

福祉に関係した情報や地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報紙やホームページ、LINEなどSNSにより、地域福祉に関する普及啓発をさらに推進します。また、情報発信に際しては、ライフステージや年齢、性差、また情報弱者に配慮し、きめ細やかで効果的な情報発信を行います。

### (3) 孤立・孤独に陥らせない

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる地域をめざしていきます。また、SOSのサインに気づき、適切な対応を図ることができる体制を整えるとともに、地域の支援者が一人で抱え込むことがないように、コミュニティソーシャルワーカー等の設置や育成を行いセーフティネットの構築を図ります。

#### ■みんな（住民・地域）の役割■

- 住んでいる地域（播磨町）に関心を持って、さまざまな情報を収集し、共有しましょう。
- 困りごとは一人で抱え込まずに、周囲の人に相談しましょう。
- 困りごとの経験を活かして、周囲の人の困りごとについても助け合いましょう。
- 各種相談窓口や自治会、地域の民生委員・児童委員を知り、困った時には相談しましょう。
- 一人暮らし高齢者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。
- 日頃からの近所付き合いや気になる家庭の見守りを行い、周囲の人の変化や異変に気づいた際は、必要に応じて適切な機関につなぎましょう。

## ■行政の役割■

- 総合相談の充実を図り、役割や窓口を利用しやすくし、広報を行います。
- 当事者及び当事者の家族にも状況にあわせた支援ができる体制を整えます。
- 分野制度ごとの相談支援とそれらを横断的につなぎ包括的な相談支援体制を構築します。
- 興味・関心のある活動に参加できるように、広報紙をはじめホームページやSNSなど多様な媒体により地域活動や行事等に関する情報発信を行います。
- SOSのサインに気づき、適切な対応を図ることができるセーフティネットの構築を図ります。
- 地域の支援者を支えるためコミュニティソーシャルワーカー等を配置します。



## 基本目標2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）

### ■現状と課題■

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って、できる範囲の活動をはじめていくことが必要不可欠で、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。

また、つながりを一人ひとりが持つためには、お互いに支え合って生活することができる関係をそれぞれの身近な場所で築いていくことも大切です。そのためには、地域を知り、身近な地域での人と人との交流が重要であることから、福祉活動に積極的に参加するように働きかけていく必要があります。

アンケート調査では、ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に参加したことがある人が1割程度と少なく、関係団体等アンケート調査においても、「新しいメンバーが入らない」や「リーダー（後継者）が育たない」など、マンパワーが不足しているといった課題が挙げられており、新たな担い手となる人材の確保を望む声がありました。

一方で、地域の支え合いにつながる活動への参加意向では「条件が合えば参加したい」と回答した人が多く、特に活動への参加の少ない若い世代で高い傾向がみられました。身近な場所や短時間での参加などであれば参加できると回答した人は多くなっています。関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

また、きっかけをもらって活動をしはじめた人に対しても、負担が偏りすぎてしまったり、責任感から一人で背負いこんでしまうなど、せっかく活動をはじめた人が疲弊してしまう現状もみられます。参加の裾野を拓げることで、地域活動を一部の人が担うものという意識を変革し、みんなで分かちあって持続可能な地域活動を進めていく必要があります。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 地域に住む人々が福祉の問題を自分自身のこととして捉え、お互いに理解し合い、“思いやりのこころ”の文化が根付いています。
- 多くの住民が地域で活動し、それぞれの場で力を発揮しています。
- 「お互いさま」という意識をもち、気軽に「ちょっと助けて」と言える関係が築かれています。
- 地域のサークルや団体同士が積極的に交流しています。

## ■方向性■

### (1) 支え合う人や場を育む

家庭、地域、学校等が連携して、生きていくための福祉に関する教育や、他者への思いやりの心を育むような機会を作ります。また、地域福祉に関する各種講座等を通じて住民の地域福祉に対する学びと意識の向上を図ります。

### (2) 活動をみんなで担う

長期的な視点から、講座や研修等を通じて地域資源である人材の掘り起こしを積極的に行い、新たな担い手の発掘・育成、確保に努めるとともに、人材のネットワーク化を図ります。また、当事者を含めてみんながともに支え合い、みんなが参画できるような仕組みの構築を図ります。

### (3) オープンな拠点・居場所を作る

活動への参加意欲のある人が活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、誰もが気軽につどい、話をするのできる多様な居場所を地域の中でつくり、仲間づくりも推進していきます。また、さまざまな手法やつながりによる多様な参加の“きっかけ”を設けるとともに、活動団体同士が交流や情報交換のできる拠点づくりを進めます。

## ■みんな（住民・地域）の役割■

- 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動を行いましょう。
- 健康づくりなどの交流活動やイベントに、地域の人と誘い合って積極的に参加しましょう。
- 福祉講座等に参加するなど、福祉への理解や地域でのボランティア活動などについて関心を深めましょう。
- 活動の担い手を増やすため、地域での福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加できるような負担がかからない活動メニューを検討しましょう。
- みんなが集まれる場や機会を創設するなど、活動のきっかけづくりを行いましょう。
- 多様な世代が参加できる居場所を充実させ、情報発信しましょう。



## ■行政の役割■

- 住民同士が身近で気軽に集まれる「場」ができるよう、参加者をつなぐコミュニティソーシャルワーカーを配置し、実施・継続・参加しやすい環境づくりに向けた支援を行います。
- 多様化しているニーズへの対応とともに、一人ひとりが違いを尊重し、認め合うことができるよう、学校教育をはじめ、さまざまな場や機会を通じて継続的な福祉教育及び啓発、福祉に関する講座や研修等を実施します。
- 町内の先進事例や好事例について、町内全体で共有できるよう情報提供を行い、町全体での実践を支援します。



## 基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

### ■現状と課題■

地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。本町においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化や核家族化が進んでおり、地域において世代間の交流が減少しています。

地域には高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする人など、多様な人がともに生活していますが、地域住民の交流があつてこそ、支援を必要とする人に対しての早期発見や早期支援につなげることができます。

何となく地域のことを知っているつもりでも、地域にどんな人が住んでいるか、把握できていないのが現状です。私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、気軽に「助けて」と言える関係づくりを進め、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。

アンケート調査では、地域自体で必要だと思う役割や活動として「災害や防災対策」や「安全や治安への取り組み」が必要であると回答している人が多く、安全・安心の対策としての役割を地域に期待している人が多くみられました。災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 福祉関係機関だけでなく、住民をはじめ、さまざまな店舗や民間事業者など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 住民活動への支援が積極的に行われています。
- 日常的に地域で助け合う体制が整っており、災害時や緊急時などの非常時にも発揮されています。

## ■方向性■

### (1) 住民活動の促進を支援する

地域住民の誰もが気軽に地域に関わり合い、交流し、地域への「ちょっとしたおせっかい」を発揮できる多種多様な住民活動を推進します。

### (2) つながりを広げる

地域のさまざまな資源とのつながりを広げていくことで、地域の問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。また、町内だけで解決できない問題については、広域や県など、町域を越えた連携を促進していきます。

### (3) 安全・安心に暮らせる

地域の实情にあわせた自主防災組織の育成に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。

#### ■みんな（住民・地域）の役割■

- 住民活動への関わりを通して、「自分たちのまちは自分たちでつくれるし、守れる」という意識を醸成していきましょう。
- 地域の行事やイベント等に認知症の方や障がいのある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して地域でともに暮らしていくための理解の促進を図りましょう。
- 支援団体や社会福祉施設は、それぞれの専門性を活かして、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等を支援する活動を行いましょう。
- 関係者が連携して、地域の行事やイベント等の住民同士で交流できる機会や場づくりを充実させていきましょう。
- 地域での防災訓練等に誘い合ってみんなで参加しましょう。
- 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えるとともに、いざというときに近隣の人と助け合える関係性をつくりましょう。
- 地域の防災力を高めるため、地域での勉強会や研修会を開催しましょう。

## ■行政の役割■

- 住民活動の拠点となる公民館やコミュニティセンターの運営を支援します。
- さまざまなニーズに対して適切な支援ができるよう、当事者（当事者家族含む）・支援者・住民活動者等をつなぐ福祉ネットワークの構築を検討していきます。
- 災害時の支援体制の強化を行います。



## 基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

### ■現状と課題■

さまざまな差別の解消に向けて、国においては、平成28年（2016年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がいや理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がいの有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

SDGsで謳われている、多様性（ダイバーシティ）や社会的包摂（インクルージョン）という概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。また近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上の差別的な書き込みなども発生しており、新たな課題も発生しています。

その他、外国籍住民の方や性的マイノリティ、犯罪や非行などの過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題など、社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、重要な地域生活課題として位置付けることが必要です。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

○全ての住民の人権が尊重され、さまざまな困難や生きづらさを抱える人も自分らしく地域でいきいきと暮らしています。

## ■方向性■

### (1) 誰ひとり取り残されない

一人ひとりの“ふだんの暮らし”を大切にしつつ、すべての住民が相互に尊重し合いながら、「誰ひとり取り残されない」地域共生社会を実現することは、基本目標1から3の実現においても基盤となる重要な考え方です。

基本目標3「多様な関わりやつながりを促進するまちづくり」を通じて、地域社会の中で孤立する人がいないよう、教育、文化、コミュニティや住民の力を大切にしながら、住民同士で支え合い助け合う意識を高めていく取り組みを行います。

また、基本目標2「一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）」を通じて、生きづらさや困難を抱えた人自身も、その困りごとに早期に気付くことができるよう、情報提供の充実や交流機会の拡大を図ります。

そして、基本目標1「誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）」を通じて、「取り残されている人」がいないか、また、発見した場合は具体的に対応や支援策に繋がるような体制整備を目指していきます。

### (2) 成年後見制度の利用を促進する

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利と利益を護る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

また、全ての人に意思があるという前提に立ち、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援を行うことを大切に、形成された意思を適切に表明・表出することを支援するとともに、本人の意思を日常生活・社会生活へ反映していく支援を行っていきます。

➡ 成年後見制度利用促進基本計画

### (3) 再犯を防止する

犯罪や非行をした人の社会復帰を関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全に安心して暮らせる社会の実現を図ります。

➡ 再犯防止推進計画

### ■みんな（住民・地域）の役割■

- 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に相談しましょう。
- 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎましょう。

### ■行政の役割■

- 生きづらさを抱える人を支える基盤づくりとして、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を着実に実行します。
- 生きづらさを抱えた人も含めた地域住民みんなが、支え合うことができるよう、情報交換や交流する場を持てるような支援を行います。
- マイノリティの人たちも自分らしくいきいきと生活ができるよう偏見や差別をなくすため、学校教育をはじめとした継続的な福祉教育及び啓発を進めていきます。

## 第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨・背景

平成 12 年（2000 年）4 月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある人への支援制度として成年後見制度（民法改正による）、日常生活自立支援事業（厚生労働省補助制度）がそれぞれ創設されました。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が進む中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、全国的に成年後見制度の利用が少ない状況となっていたことから、国においては平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）（以下「利用促進法」という。）が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制整備に努めることが明示されました。

本町では、利用促進法が施行されたことを受け、平成 30 年（2018 年）3 月に制定された「播磨町高齢者福祉計画（第 8 次）及び介護保険事業計画（第 7 期）」及び「第 3 期播磨町障害者計画・第 5 期播磨町障害福祉計画・第 1 期播磨町障害児福祉計画」における成年後見制度の利用促進等に取り組む方針を、町の基本的な計画（播磨町成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、令和 2 年（2020 年）3 月に「播磨町成年後見制度利用促進実施計画」を策定し、具体的な検討の方向性を規定しました。

#### (2) 計画の位置付け

この計画は、利用促進法第 14 条の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）を初年度として令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。

## ■ 成年後見制度等の概要

### (1) 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理・身のまわりの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結・遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

#### ① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて3つの類型（後見、保佐、補助）があります。

	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金・相続の承認など民法 13 条 1 項記載の行為の一部ほか、申立てにより裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

#### ② 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度で、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで任意後見人が本人を代理して契約などを行います。

### (2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

播磨町社会福祉協議会が実施主体となり、認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分な人に対し、福祉サービス等の利用に関する援助等を行います。成年後見制度と異なり、本人と社会福祉協議会で利用契約を結ぶため、判断能力や援助内容に違いがあります。

#### 《事業の対象者》

判断能力が不十分な人であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人。

#### 《援助内容》

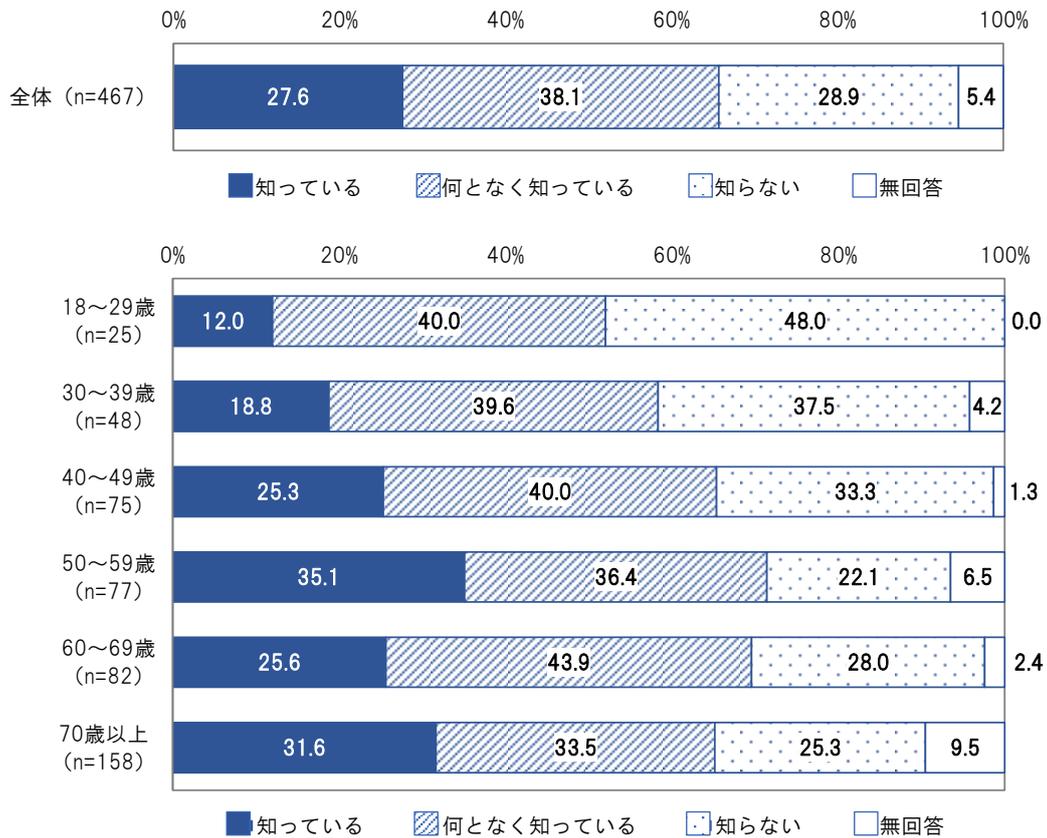
福祉サービスの情報提供や手続きの代行、日常的金銭管理、通帳等重要書類の預かり等（商品購入契約や施設の入所契約及び解約、財産の処分などの法律行為はできない）

## 2 成年後見制度に関する播磨町の現状と課題

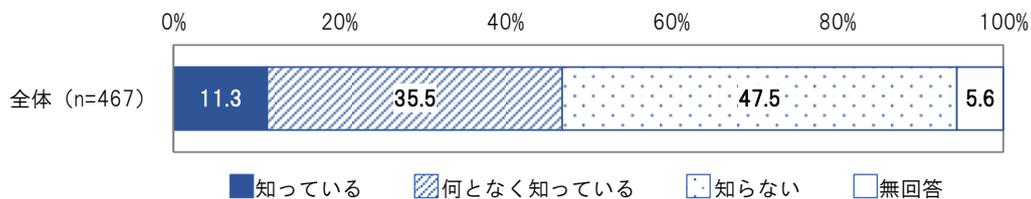
### (1) 成年後見制度に関する現状

#### ① 各制度の認知度 [アンケート調査結果報告書より]

成年後見制度の認知度では、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）が6割以上となっているものの、「知らない」が3割近くを占め、概ね年代が下がるにつれ、『知らない』が高くなる傾向がみられます。



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の認知度では、「知らない」が半数近くを占めており、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）は半数未満となっています。



## ② 成年後見制度に関する相談件数等

成年後見制度に関する相談件数は令和4年度（2022年度）には89件となっており、地域包括支援センターへの相談が最も多くなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
〔地域包括支援センター〕成年後見相談のべ人数	31	34	38	43
〔福祉会館〕成年後見専門職相談件数	－	26	20	16
〔播磨町健康福祉課窓口〕成年後見関連相談件数	18	22	33	30
合 計	49	82	91	89

## ③ 成年後見制度利用者の推移

成年後見制度の利用者数は近年では20人程度となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	13	14	13	13
保佐	5	5	1	3
補助	3	6	5	3
任意後見	0	0	0	1
合 計	21	25	19	20

※本人が実際に住んでいる場所（施設・病院を含む）を基準としているため、住民票上の住所と一致するとは限らない。  
【資料】神戸家庭裁判所での自庁統計に基づく統計（各年7月末現在）

## ④ 播磨町成年後見制度利用支援事業の利用者数の推移

成年後見制度利用支援事業の令和4年度（2022年度）の利用状況は、町長申し立て件数が5件、報酬補助が4件となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町長申し立て件数	高齢者	1	2	1	5	5
	障がいのある人	1	0	0	0	0
	合計	2	2	1	5	5
報酬補助の件数	高齢者	0	0	3	1	4
	障がいのある人	0	1	2	0	0
	合計	0	1	5	1	4

## ⑤ 社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の利用者数の推移

日常生活自立支援事業の令和4年度（2022年度）の利用者数は13人となっています。

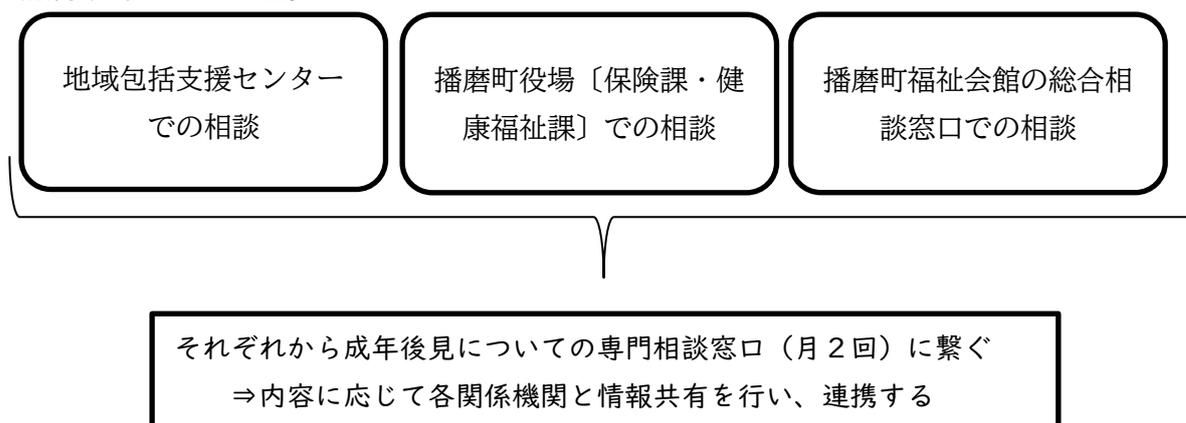
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	13	15	16	13

## ⑥ 具体的な取り組み状況

本町においては、成年後見制度の利用促進に向けて下記の取り組みを行っています。

- 成年後見制度について普及啓発のための講演会や研修会の実施
- 各関係機関との成年後見情報交換会の開催（月1回）
- 困難ケースに対して、弁護士、司法書士、社会福祉士による権利擁護対応支援の実施
- 成年後見制度における町長申立てや報酬助成の実施

[現在の相談体制のイメージ図]



## (2) 利用促進にあたっての課題

播磨町の現状から成年後見制度の利用促進にあたって、主に次の課題があげられます。

- ① 成年後見制度の正しい理解を広める
- ② 早期発見・早期支援の必要性
- ③ 利用しやすい環境づくりの必要性
- ④ 市民後見人等の養成・育成の必要性
- ⑤ 本人の暮らしを支える福祉的支援の必要性

## 3 めざすべき姿

認知症や障がいがあることによって判断能力が十分でない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活できることをめざします。

## 4 取り組みの展開

### (1) 成年後見制度の理解促進と普及啓発

住民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度や権利擁護などの周知や啓発を行います。また、必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

#### 具体的な取り組み

- 啓発パンフレットの作成や講演会や研修会等の開催など
- 広報や多様な媒体を通じた、権利擁護について住民への情報提供など
- エンディングノートの作成を通じた、日常生活自立支援事業や任意後見制度、また民事信託など各種制度の認知度の向上など

### (2) 相談機能の充実と利用促進

「成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備し、必要な人への成年後見制度の利用促進を実施します。

#### 具体的な取り組み

- 相談窓口の明確化と、より専門的な相談を受けることができる体制の整備
- 住民や福祉関係者は、制度利用上でのメリット・デメリットを含めた制度の理解を深め、利用者本人が意思表示の上、意思決定できる相談支援機能の充実

### (3) 地域連携ネットワークづくり

地域において権利擁護が必要な人を把握し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

#### 具体的な取り組み

- 身近な相談機関である地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築
- 権利擁護の必要な人の早期発見、早期支援に繋ぐことができるよう情報共有やケース会議を行い、法律・福祉等の専門職や関係機関などが連携して支援を行う事ができるよう、体制を整備
- 町と社会福祉協議会は、切れ目ない支援を行うなど、ネットワークづくりを効果的に進めていけるよう連携していきます。

#### (4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

一定の要件を満たす人に対して実施する町長申立てについて、関係機関と連携し、迅速な対応を支援します。また、利用者が成年後見制度利用にかかる費用を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

##### 具体的な取り組み

●報酬額などにおいて今後の国の動向を注視しながら、適切な活用を図ります。

◆成年後見制度利用支援事業とは

◎町長申立て

成年後見制度の利用を必要とする状態にあるが、申立て等を行う親族がいない場合には、家庭裁判所に成年後見人等選任のための町長申立てを行います。

◎審判請求費用の助成

生活保護を受けているなど申立てに係る費用の負担が困難な場合に、審判請求に必要な費用を助成します。

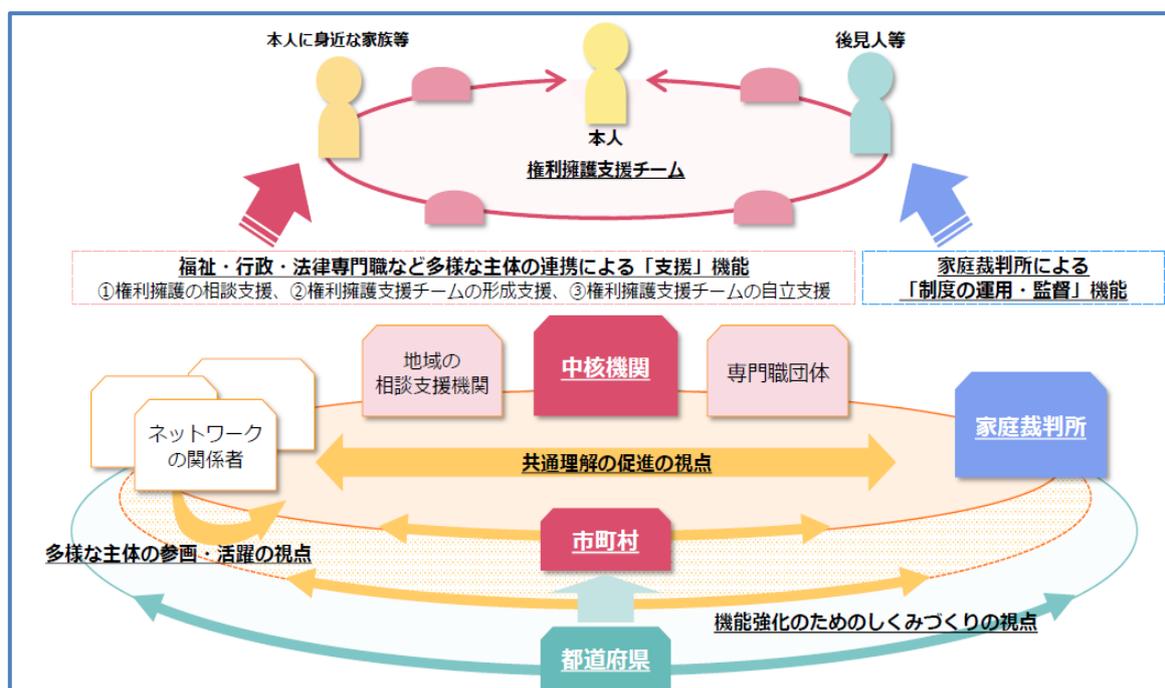
◎成年後見人等への報酬の助成

生活保護を受けているなど成年後見人等への報酬に係る費用の負担が困難な人を対象に、その全部又は一部を助成します。

#### (5) 中核機関の設置に向けた検討

地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、この設置や体制整備に関する検討を進めていきます。

【めざす権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ】 資料：厚生労働省



## 第 6 章 再犯防止推進計画

### 1 計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨・背景

犯罪や非行をした人たちの中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や、高齢者や障がいのある人など福祉による支援や配慮が必要な人など、さまざまな困難や課題を抱えている人が多くいます。

そのような状況の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとしても、安定した仕事や住居を確保できず生活が不安定になってしまうことや、地域社会とつながることができないまま孤立してしまうこと、また行政からの必要な支援を受けるための情報を得られないことなどにより、社会復帰ができずに再び罪を犯してしまう人が少なくありません。近年、刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和3年(2021年)には48.6%となっています。(法務省「令和4年版犯罪白書」より)

平成28年(2016年)12月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

さらに、国の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「再犯防止推進計画」という。)を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、保護司や更生支援に取り組んでいる団体等と連携し、必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していく必要があります。

本町においても、再犯防止の取り組みを推進するため、播磨町再犯防止推進計画を策定し、必要な施策を推進します。

#### (2) 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

#### (3) 計画の期間

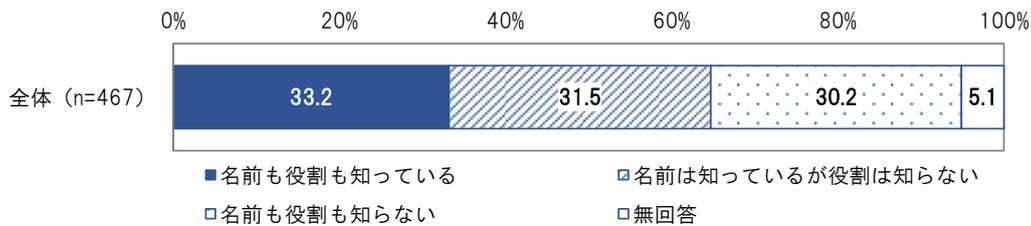
計画期間は、播磨町地域福祉計画の計画期間と同様に、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

## 2 再犯防止に関する播磨町の現状と課題

### (1) 再犯防止に関する現状

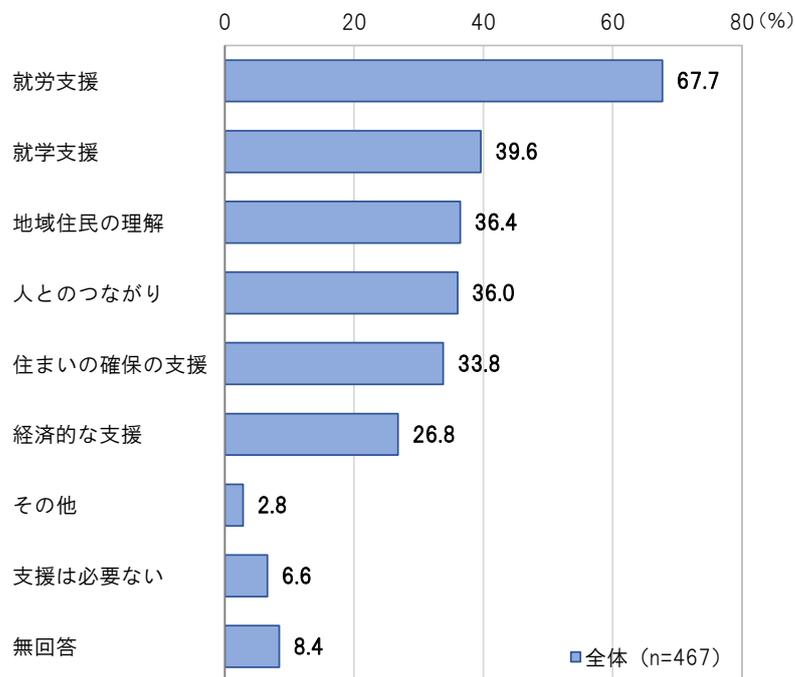
#### ① 「保護司」の役割の認知度〔アンケート調査結果報告書より〕

「保護司」の役割の認知度では、「名前も役割も知っている」が3割を超えて最も高くなっているものの、「名前は知っているが役割は知らない」と「名前も役割も知らない」を合わせた『役割は知らない』が6割以上を占めています。



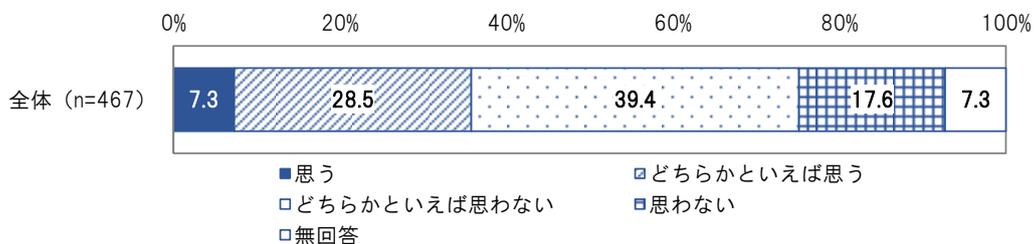
#### ② 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うこと〔アンケート調査結果報告書より〕

非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことについては、「就労支援」が7割近くを占めて最も高く、次いで、「就学支援」、「地域住民の理解」、「人とのつながり」、「住まいの確保の支援」の順となっています。

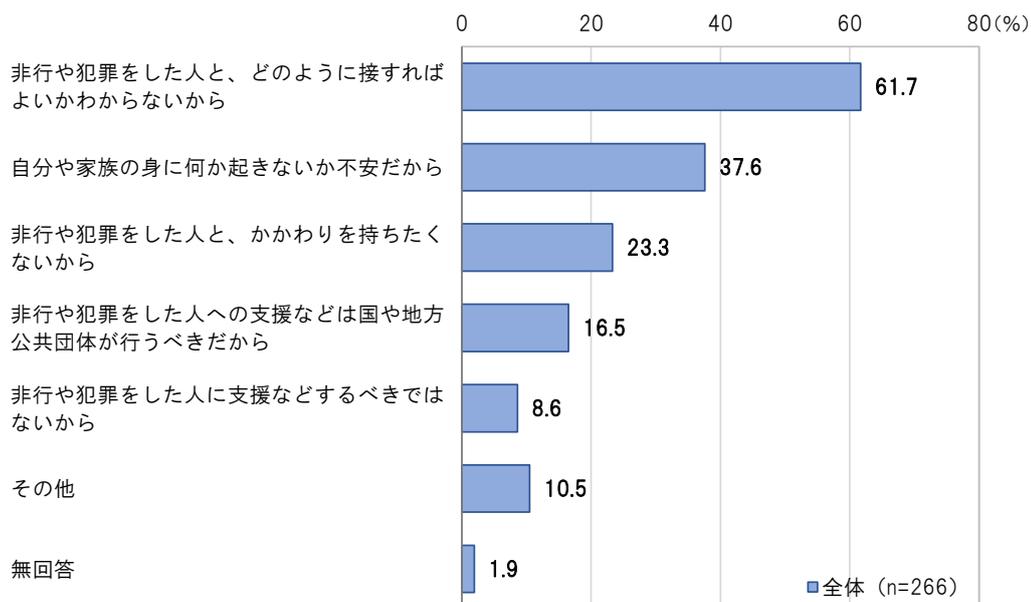


### ③ 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向 [アンケート調査結果報告書より]

非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向については、「どちらかといえば思わない」と「思わない」を合わせた『(協力したい) 思わない』が6割近くとなっており、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『(協力したい) 思う』は4割未満となっています。



非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由については、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が6割以上を占めて最も高く、次いで、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、「非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」の順となっています。



## (2) 再犯防止に取り組むにあたっての課題

播磨町の現状から再犯防止に取り組むにあたって、主に次の課題があげられます。

- ① 再犯防止や更生保護について、理解を広める
- ② 再犯防止を支える人や関係機関や団体等の支援体制の必要性
- ③ 非行や犯罪をした人の暮らしを支える福祉的支援の必要性

### 3 めざすべき姿

再犯防止を取り巻く現状や課題、また「再犯防止推進計画」に設定されている基本方針を踏まえて、次の重点課題に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 4 取り組みの展開

#### (1) 就労・住居の確保等

取り組み	内容
就労の確保	●生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。
住居の確保	●公営住宅の募集状況などについて、情報提供を行います。 ●生活困窮者自立支援事業住居確保給付金等を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

#### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

取り組み	内容
高齢者又は障がいのある人たちへの支援	●自立した生活を営む上での困難を有する人たちに対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等との連携を図ります。

#### (3) 学校等と連携した修学支援の実施等

取り組み	内容
児童生徒に対する教育の実施	●児童生徒の成長段階に合わせ、いじめ予防や非行防止、人権、薬物乱用防止教育を実施します。 ●関係機関の職員を外部講師として招くなど、関係機関等との連携を図ります。
修学支援の充実	●生活困窮、不登校、ヤングケアラー等のさまざまな困難を抱える家庭の児童生徒、保護者に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。

#### (4) 再犯防止に向けた基盤の整備等

取り組み	内容
関係機関・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携を通じて、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>
再犯防止に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動である「社会を明るくする運動」*に取り組みます。</li> <li>● 「社会を明るくする運動」に合わせて再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。</li> <li>● 保護司及び保護司の活動などについて住民への周知に取り組みます。</li> <li>● 更生保護の担い手である保護司など更生保護関係者への相談支援や活動しやすい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>

\*「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

# 第7章 計画の推進に向けて

## 1 計画の周知

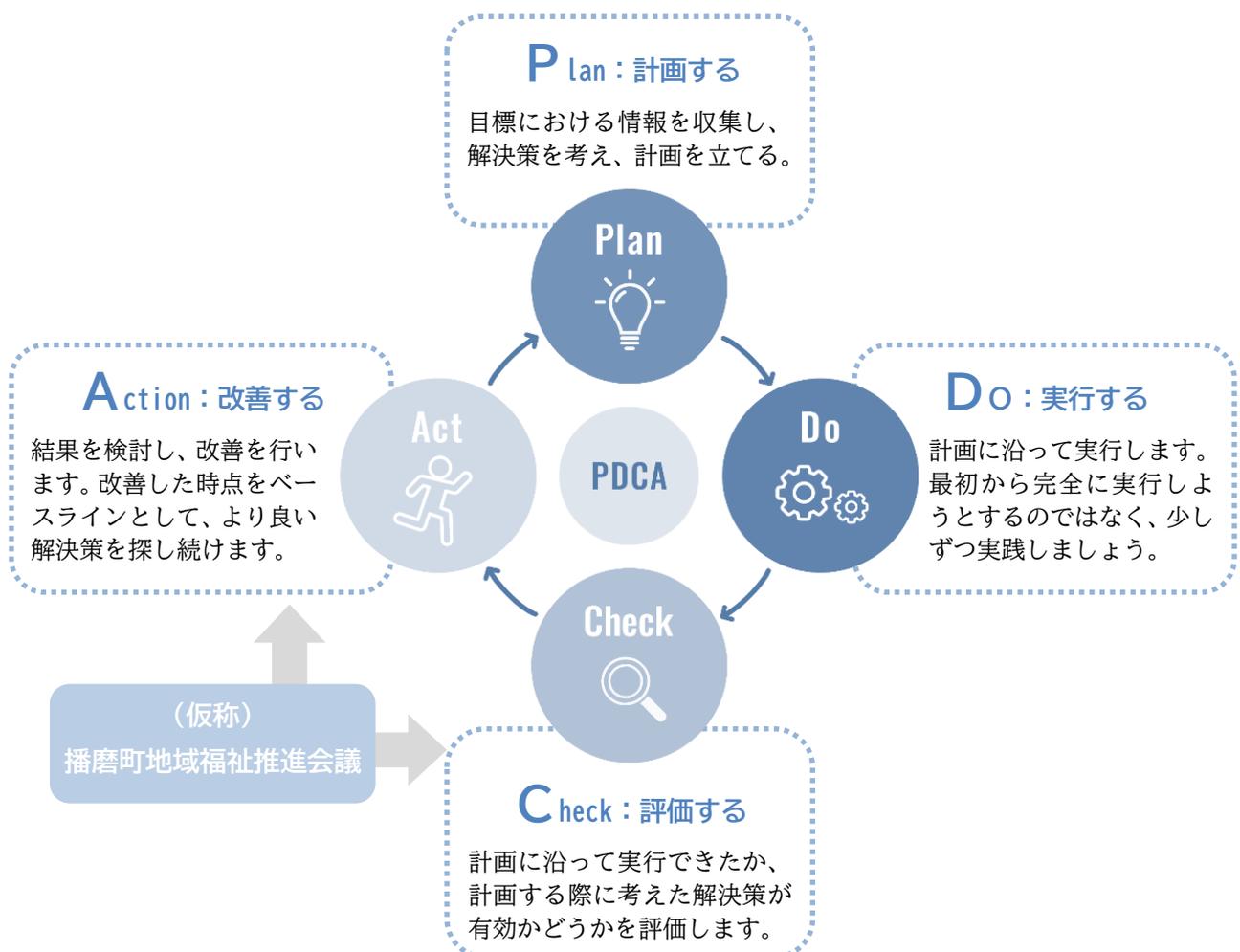
地域福祉は、播磨町で生活する住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、SNSの活用など、さまざまな場や機会を通じて計画の周知を図ります。

## 2 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、「めざすべき姿（未来の播磨町の姿）」や「方向性」の実現に向けた施策等について、PDCAサイクルをしっかりと回し、その進捗状況の評価をします。

具体的な評価・進行管理機関としては、本計画の策定にあたり組織した住民参加による「播磨町地域福祉計画策定委員会」を引き継ぎ、計画の推進に関して必要な事項を調査するとともに、住民や関係団体等との連携を図りながら、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。また、それらの情報を、住民にわかりやすく公表します。



### 3 住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

本計画を着実に推進していくためには、行政だけでなく、住民・地域はもちろんのこと、地域の福祉関係事業者や企業等の事業者、ボランティア、社会福祉協議会等の参画が不可欠です。それぞれが役割を担いながら、協働し、それぞれの取り組みに相乗効果をもたらすことにより、地域福祉の向上を図っていく必要があります。

#### (1) 住民・地域の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、困っている人がいれば声をかけ合える地域関係をつくっていくため、日ごろから隣近所での声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなどから始め、各種研修や講座、地域活動などへ参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

#### (2) 事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、サービスの質の確保とともに、事業内容やサービス内容について積極的な発信を行い、各サービス事業者間や地域との連携を図りながら、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

#### (3) 社会福祉協議会の役割

円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化し、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められます。

#### (4) 行政の役割

公的な福祉サービスが必要とする全ての人に適切に利用されるよう、関係機関等と協働しながら、福祉ニーズに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、住民や地域、ボランティア団体、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行います。さらに、公的な福祉サービスと住民や地域、ボランティア等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行います。

## 1 策定の経過

年月日	会議等	議事内容
令和4年(2022年) 10月27日～ 11月14日	住民アンケート調査の実施	○町内在住の18歳以上の男女1,000人を対象に調査を実施 ※調査結果等は第2章-2を参照 回収数：467人、有効回収率：46.7%
令和5年(2023年) 2月11日	住民参加型ワークショップの実施	○町内在住・勤務者61人によるワークショップ《テーマ》(結果等は第2章-4を参照) ・めざしたい状態について ・めざしたい状態に向けた取り組みやアイデア ・自分たちのアクションについて
7月18日	第1回播磨町 地域福祉計画策定委員会	○地域福祉計画についての説明 ○播磨町における現状と課題について ○地域福祉計画の策定について ○今後のスケジュールについて
8月9日	地域福祉計画策定に向けた ワーキング (策定委員有志による)	○事例紹介による播磨町における福祉課題の共有《テーマ》 ・播磨町における現状と課題 ・必要な取り組みやアイデア
9月11日	第2回播磨町 地域福祉計画策定委員会	○地域福祉計画策定のプロセスについて ○地域福祉の推進に必要な視点、目標について ○今後のスケジュールについて
10月15日	住民参加型ワークショップの実施	○町内在住・勤務の24人によるワークショップ《テーマ》(結果等は第2章-4を参照) ・圏域別の地域福祉に関わる資源について
11月22日	第3回播磨町 地域福祉計画策定委員会	○地域福祉計画策定のプロセスについて ○地域福祉計画骨子案等について ○今後のスケジュールについて
12月21日	町議会厚生教育常任委員会	○地域福祉計画進捗状況、計画案の報告
令和6年(2024年) 1月10日～1月31日	パブリックコメントの実施	○地域福祉計画案に対する意見募集
2月19日	第4回播磨町 地域福祉計画策定委員会	○地域福祉計画パブリックコメント実施報告 ○地域福祉計画案の最終確認 ○今後の進め方

## 2 播磨町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき播磨町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、当該計画に関する施策の検討等を行うため、播磨町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定するために必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域及び住民団体を代表する者
- (3) 保健、医療及び福祉に関する知識及び経験を有する者
- (4) 公募による住民
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、播磨町地域福祉計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部健康福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

### (招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

### 3 播磨町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	◎ 柴 田 学	関西学院大学
	○ 竹 端 寛	兵庫県立大学
地域及び住民団体を 代表するもの	中 島 直 實	播磨町連合自治会
	吉 川 俊 行	播磨町民生委員児童委員協議会
	近 藤 龍 樹	播磨町社会福祉協議会
保健、医療及び福祉 に関する知識及び経 験を有するもの	松 本 典 昭	加古川医師会（土山内科外科医院）
	藤 澤 輝 雄	加古川保護区保護司会
	政 本 和 子	播磨町地域自立支援協議会
	松 原 章 哲	播磨町地域包括支援センター
公募委員	市 川 佳 代	
	小 平 美 香	

◎：委員長 ○：副委員長

## 4 用語解説

### あ行

#### アウトリーチ

「手を差し伸べること」の意味で、困難を抱えながらも相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、訪問等を通じて必要な支援につなげる手法のこと。支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

### か行

#### 核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

#### 虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障がいのある人、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

#### 協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

#### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

#### 合理的配慮

障がいのある人が困っている状況があり、その状況を取り除くため、また軽減するために必要な対策や調整をしていくこと。

#### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。世界保健機構や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

#### 子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。

## コミュニティ

「地域社会」ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に町が配置する専門職。

## さ行

### 再犯

一度罪を犯した人が再び罪を犯すこと。

### サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

### 自主防災組織

地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、日頃から災害に備えた取り組みを行うとともに、災害時は被害を最小限にする活動を行う団体・組織。

### 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

### 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。

### 重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。

## 障害者基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担う。総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する事、地域の相談支援体制の強化に関する事、地域移行及び地域定着の促進の取組に関する事、権利擁護及び虐待防止に関する事の業務を担う。

## 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくもの。

## 制度の狭間

日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多課題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。

## 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。

## セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度や仕組みのこと。地域福祉におけるセーフティネットは、地域の住民や関係者が地域の課題を共有した上で支援を必要とする人を早期に発見し必要なサービスにつないでいくための、助け合い・支え合いネットワークによる生活支援のしくみ。

## た行

### ダブルケア

介護と育児に同時に直面すること。

### 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

### 地域自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障害福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

## 地域福祉推進計画

地域住民やさまざまな民間団体などによる地域福祉推進に向けた自主的な取り組みの具体的な内容について、行政計画である地域福祉計画との理念の共有のもと、社会福祉協議会が中心となって策定する行動計画。

## 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっている。

## な行

### 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。

### 認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

### 認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中学校、高等学校の生徒など、さまざまな人が受講可能である。

## は行

### 8050（9060）問題

80代（90代）の高齢の親と働いていない独身の50代（60代）の子が同居している状態が半年以上に及ぶ世帯に生じる問題。

### パブリックコメント

町の基本的な政策を決めるときに、住民の意見を政策形成に反映させるために、その原案を住民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

### ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や修学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

## 非正規雇用

正規雇用（正社員）に満たない条件の雇用形態。正規雇用の条件は、「期間の定めがない」、「所定労働時間がフルタイムである」、「直接雇用である」の3つの条件をすべて満たしていることであることから、「雇用期間が決められている」、「短時間勤務」、「直接雇用に当てはまらない」のどれかに該当する場合は非正規雇用となる。具体的な種類としては、パートタイム・アルバイト、派遣労働者、契約社員、臨時職員、嘱託社員などがある。

## 福祉サービス

一人ひとりが同じように生活できるように社会的にサービスを提供していくことで、行政や社会福祉法人が主体となって行うサービス、市場をベースとして供給されるサービス、NPOやボランティアなど地域のかや特性によって着目して提供されるサービスなど、介護保険の分野に限らず、多様な形でさまざまな提供主体によって提供されている。また、内容も生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害福祉、母子及び寡婦福祉などのさまざまなサービスがある。

## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

## ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

## ま行

### 民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民の暮らしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

## や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

### 要支援・要介護認定者

介護保険制度で要介護認定を受けた結果認定されるもので、日常生活行動について人の手助けが必要になった人のこと。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5まで5段階あり、介護の必要度の高さにより区分される。

## ら行

### ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

### ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

## A～Z

### NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

### SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

### SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

## 播磨町地域福祉計画

(播磨町成年後見制度利用促進基本計画・播磨町再犯防止推進計画)

(令和6年3月)

播磨町役場 福祉保険部 健康福祉課  
〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
電話：079-435-0311 FAX：079-435-0831

